



長柄町

高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度



長柄町マスコットキャラクター
ながラン

令和3年3月
千葉県長柄町

はじめに

わが国の高齢化は、他国に例を見ない速さで進んでおり、本町においても65歳以上の高齢化率は、令和2年10月には40.3%に達し、10人に4人が高齢者という本格的な超高齢社会となり、加速的な人口の減少にも直面しています。

このような状況の中、これまでの取組をふまえ、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする新たな「長柄町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと自立した生活を送ることができる体制を構築していく必要があり、そのためには、地域の連携を深め、住民同士の支え合いが不可欠です。引き続き、介護予防に重点を置いた施策を展開し、高齢者が生きがいを持って活躍できる地域づくりのため、本計画に基づき「ひとが健康で支え合う安心なまちづくり」を展開してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「長柄町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定委員会」の策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に御協力いただきました多くの住民の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

長柄町長 清田勝利

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 介護保険制度の改正等について	4
3 計画の概要	7
第2章 長柄町の現状	9
1 人口と世帯の状況	11
2 介護保険被保険者の状況	13
3 介護保険事業の状況	17
4 アンケート調査からみる現状	20
5 高齢者を取り巻く主な課題	33
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	37
2 計画の基本目標	38
3 施策体系	39
4 将来推計	40
5 日常生活圏域の設定	44
第4章 高齢者の日常生活支援	45
1 健康づくりの促進と疾病予防	47
2 社会参加の促進	52
3 高齢者福祉サービスの充実	54
4 安全・安心の確保	56
第5章 地域支援事業の推進	57
1 介護予防・日常生活支援総合事業	59
2 包括的支援事業	65
3 任意事業	73
4 介護給付等の適正化への取組及び目標設定	75
5 自立支援・重度化防止等の取組及び目標設定	76

第6章 介護給付事業の充実	79
1 居宅サービスの現状と今後の見込み	81
2 地域密着型サービスの現状と今後の見込み	86
3 施設サービスの現状と今後の見込み	87
4 サービス別給付費の見込み	89
5 介護保険料の算定	91
第7章 計画の推進体制	97
1 介護保険サービスの円滑な利用と提供に向けて	99
2 保険料負担の公平化・軽減に向けて	102
3 計画の進行管理と事業の評価	103
資料編	105
長柄町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定委員会設置要綱	107
長柄町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定委員会委員名簿	108

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、平成 12 年 4 月に施行されてから 20 年が経過し、介護サービスの利用者数はスタート時の3倍を超えるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

本町では、平成 12 年度の介護保険制度の開始以降、7期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。

これまで、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

第7期計画（平成30年度～令和2年度）策定時の平成29年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われました。

今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、総人口及び現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

また、高齢独居世帯や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定される一方で、現役世代の減少が顕著となり、高齢者福祉・介護保険を支える人的基盤の確保が課題となります。

こうしたことから、介護保険制度の基本理念や介護報酬の内容、地域の特性や課題を踏まえ、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、介護サービスの基盤整備の取組等をより推進するため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「長柄町 高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 介護保険制度の改正等について

(1) 地域共生社会の実現

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会（以下「地域共生社会」という。）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律52号)においては、令和22(2040)年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

■地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）の概要

改正の趣旨
地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。
改正の概要
○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】
○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】
○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
○社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

(2) 第8期計画の基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

第8期計画においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けることが求められています。

①2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年の高齢化の状況及び介護需要を推計し、具体的な取組内容や目標を計画に位置付ける必要があります。

また、サービスの基盤整備を検討する際には、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

②地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会であり、この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組を推進する必要があります。

③介護予防・健康づくり施策の充実・推進

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援・介護予防・重度化防止、健康づくりの取組などを強化して、健康寿命の延伸を図ることが求められます。

④高齢者の住まいに係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めることが必要です。

⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

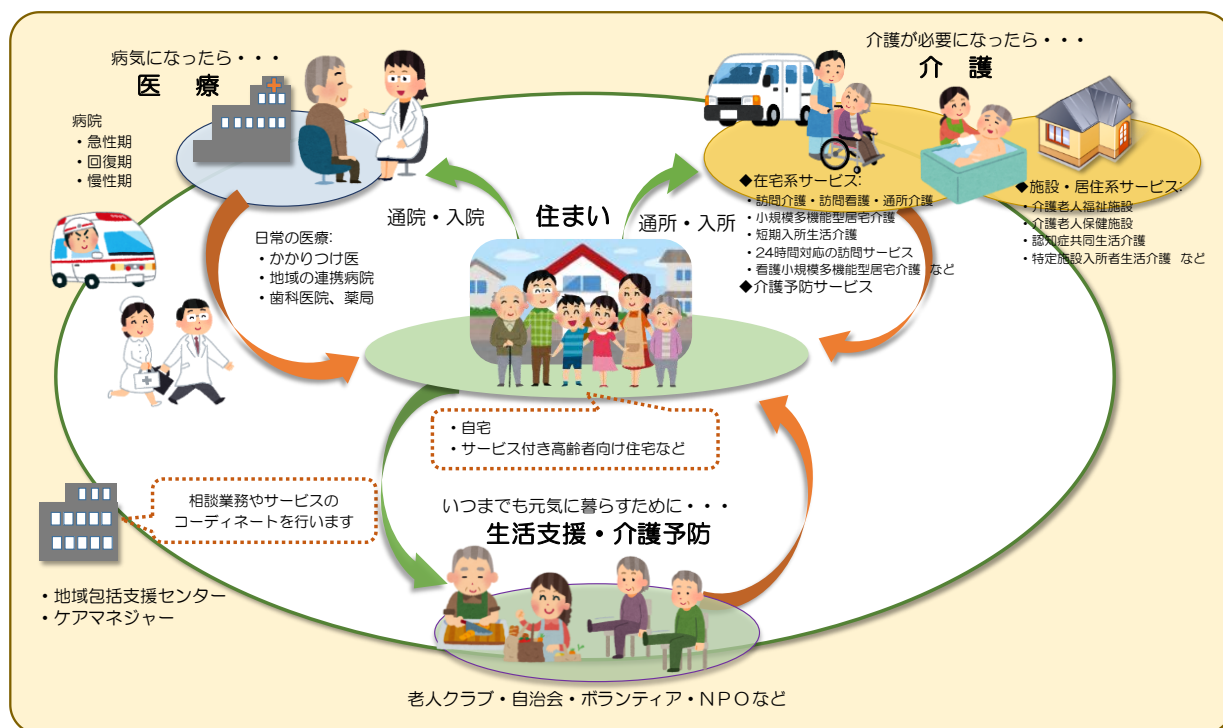
現状の介護人材不足に加え、令和7（2025）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

そのため、介護人材の確保及び業務効率化等について取組方針を記載し、計画的に進めるとともに、県と町が連携しながら進める必要があります。

⑦災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修・訓練の実施、必要な物資の備蓄・調達・輸送体制や支援体制を備えるなど災害・感染症対策を進める必要があります。

■地域包括ケアシステムのイメージ図



3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「高齢者保健福祉計画」及び「第8期介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、「長柄町総合計画」との整合性を図りつつ、保健医療福祉分野における関連諸計画との調和を保ち策定しました。

【高齢者保健福祉計画】

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、策定が義務づけられている計画です。

高齢期になっても、住み慣れた地域で尊厳を持って、健康で活動的に暮らしていくことができるように、すべての高齢者を対象に、地域における保健・医療・福祉のニーズを把握し、必要とされるサービスを提供するための基盤を計画的・効率的に整備することを目的としています。

【介護保険事業計画】

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、策定が義務づけられている計画です。

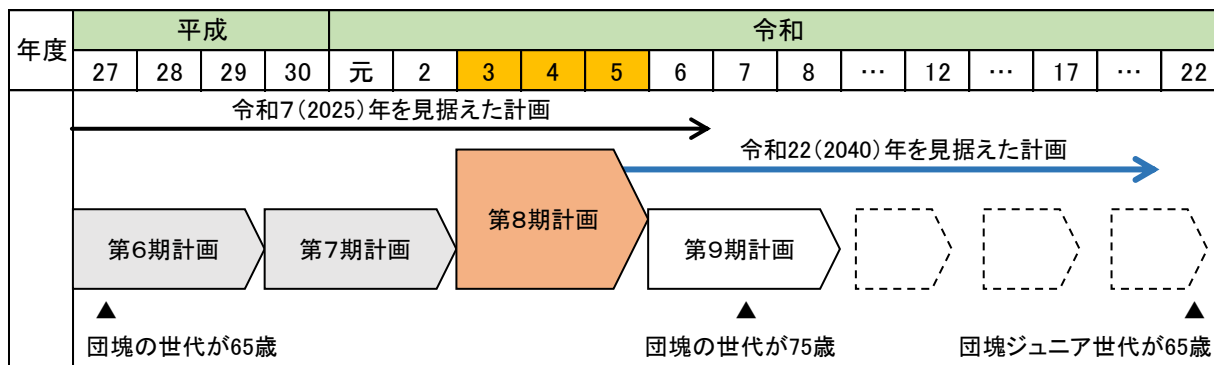
介護等を必要とする高齢者を対象としており、要支援・要介護状態となった人数やサービス利用意向を把握し、介護保険給付対象となるサービスの種類ごとに、必要とされるサービスを提供するための基盤を計画的・効率的に整備することを目的としています。

(2) 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までを目標年度とする3か年計画です。

介護保険料の改定、高齢者の意向や社会情勢の変化に対応するため、本計画は3か年ごとに
見直し、改定します。

■ 計画の期間



(3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、広く関係者の意見を反映させるため、福祉・保健・医療に係る者、学識経験者で構成する「長柄町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画策定に向けての審議検討を行いました。

また、本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、アンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

さらに、本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

第2章 長柄町の現状

1 人口と世帯の状況

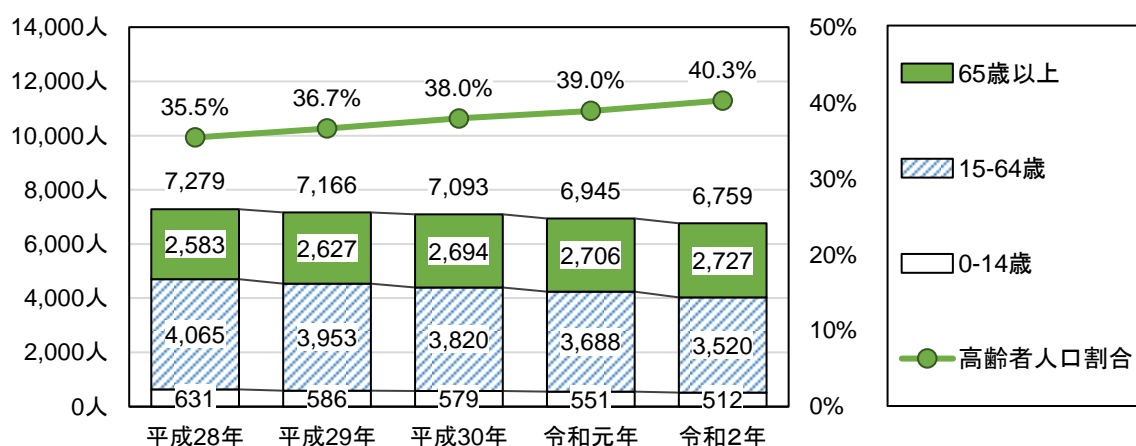
(1) 人口動態

本町の人口は減少傾向にありますが、65歳以上は増加しており、令和2年では6,759人、高齢人口割合（高齢化率）は40.3%となっています。

一方で、年少人口割合は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいる状況です。

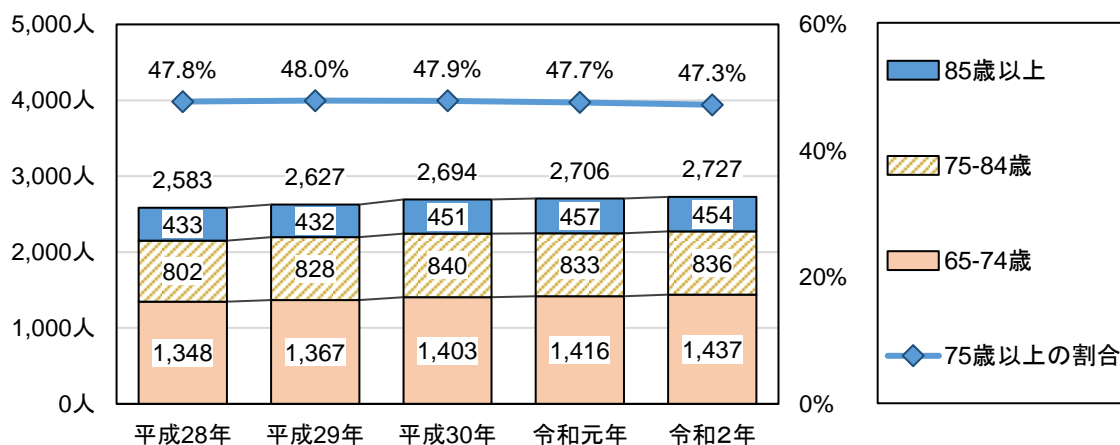
なお、高齢者数の推移を年齢区分別にみると、65～74歳が一貫して増加しています。

■長柄町の人口推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■年齢区分別の高齢者数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者のいる世帯の状況

本町において、高齢者を含む世帯は、世帯数、構成比ともに増加しており、平成27年では世帯総数の63.5%にあたる1,641世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても、世帯数、割合ともに増加を続けており、平成27年では高齢独居世帯は332世帯、高齢夫婦世帯は321世帯となっています。

国及び県と比較すると、高齢者を含む世帯の割合は国及び県の数値を上回っており、本町では高齢者を含む世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

高齢者を含む世帯の内訳をみると、高齢独居世帯と高齢夫婦世帯の割合は国及び県の水準よりも低く、その他の高齢者世帯が多くなっています。

■長柄町の世帯数の推移

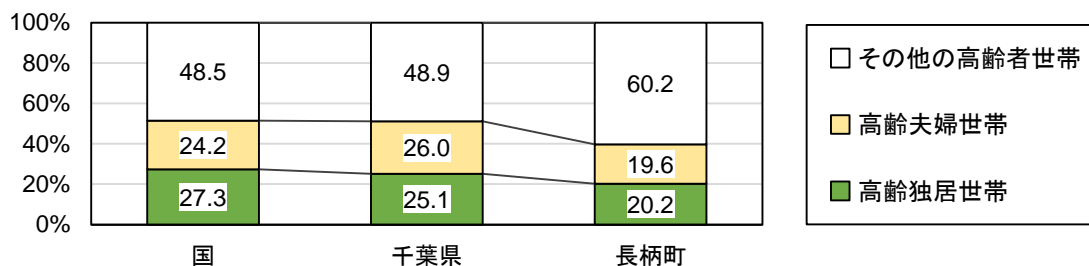
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数 (一般世帯数)	2,376 世帯	2,526 世帯	2,633 世帯	2,584 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	1,288 世帯 (54.2%)	1,377 世帯 (54.5%)	1,470 世帯 (55.8%)	1,641 世帯 (63.5%)
高齢独居世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	101 世帯 (7.8%)	139 世帯 (10.1%)	233 世帯 (15.9%)	332 世帯 (20.2%)
高齢夫婦世帯 (高齢者を含む世帯に占める割合)	143 世帯 (11.1%)	181 世帯 (13.1%)	227 世帯 (15.4%)	321 世帯 (19.6%)

※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯

資料：地域包括ケア「見える化」システム

■長柄町と国・県の高齢者を含む世帯数・構成比（平成27年）

	国	千葉県	長柄町
全世帯数 (一般世帯数)	53,331,797 世帯	2,604,839 世帯	2,584 世帯
高齢者を含む世帯 (全世帯数に占める割合)	21,713,308 世帯 (40.7%)	1,028,003 世帯 (39.5%)	1,641 世帯 (63.5%)



資料：地域包括ケア「見える化」システム

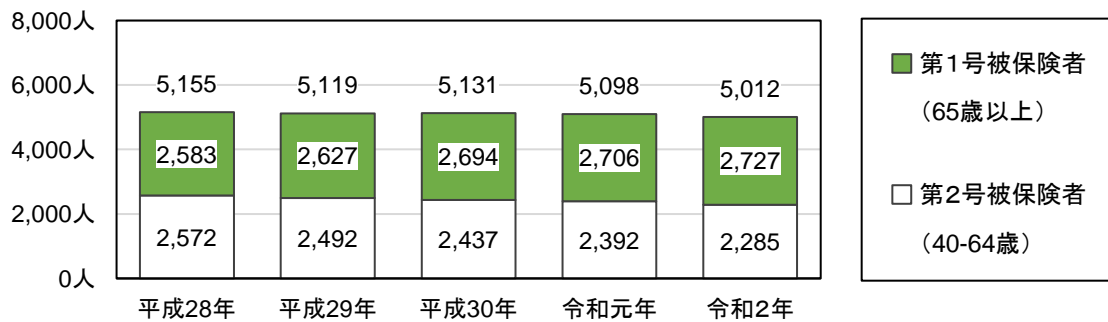
2 介護保険被保険者の状況

(1) 被保険者数の推移

本町の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）は減少傾向で推移しており、令和2年では5,012人となっています。

被保険者の種類別にみると、第1号被保険者（65歳以上）は年々増加していますが、第2号被保険者（40～64歳）が年々減少している状況です。

■長柄町の介護保険被保険者数の推移



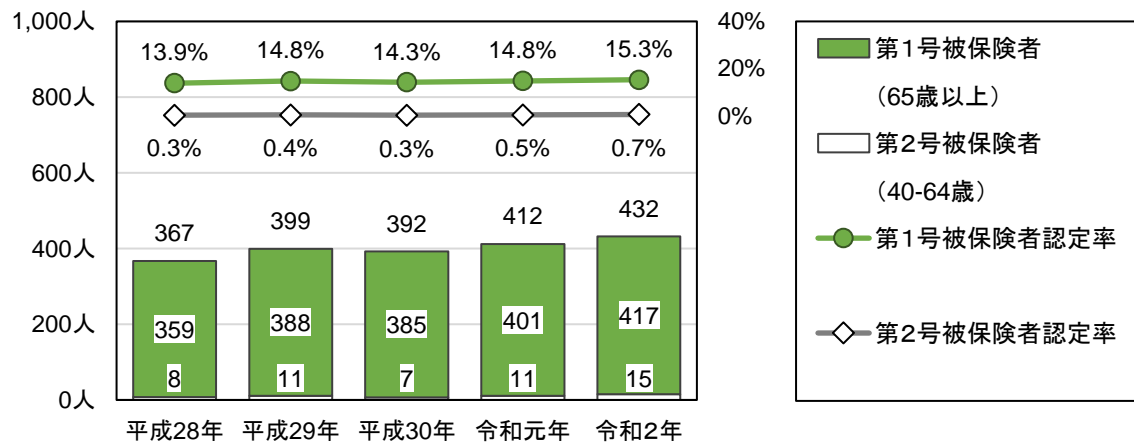
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しています。

認定率については、令和2年の第1号被保険者の認定率は15.3%、第2号被保険者の認定率は0.7%となっています。

■長柄町の要支援・要介護認定者数の推移



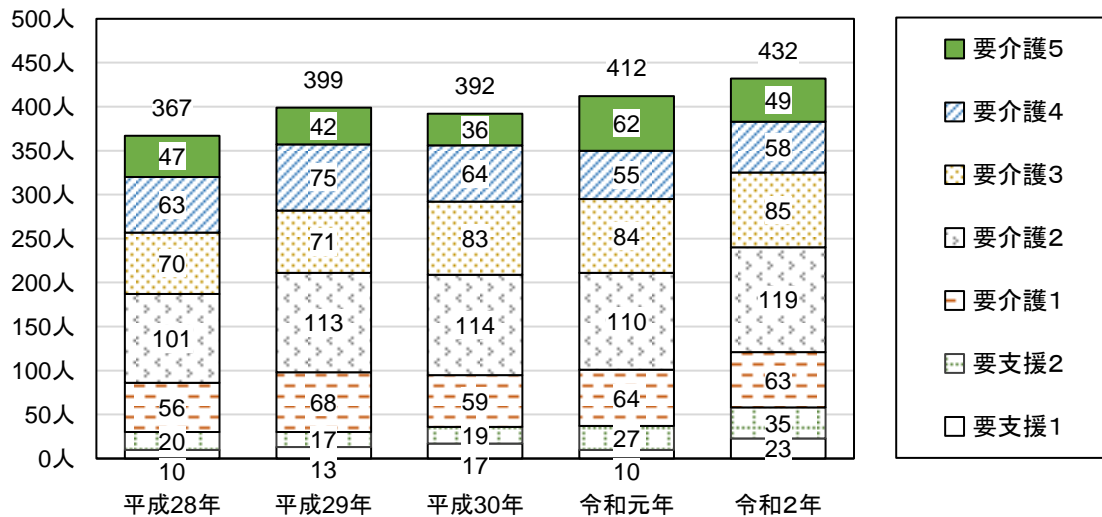
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

要介護度別にみると、要介護1以上の占める割合が高く、令和2年では374人で全体の86.6%となっています。

要介護3以上でみると、令和2年では192人で全体の44.4%となっています。

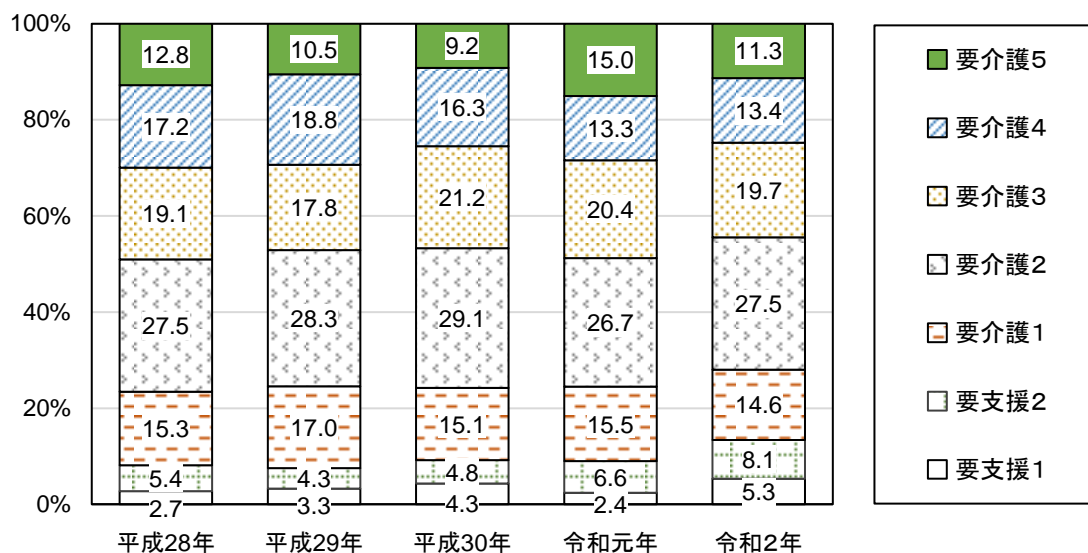
要支援1～2については、全体に占める割合は低いものの、令和2年度は増加し、58人で全体の13.4%となっています。

■長柄町の要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

■長柄町の要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



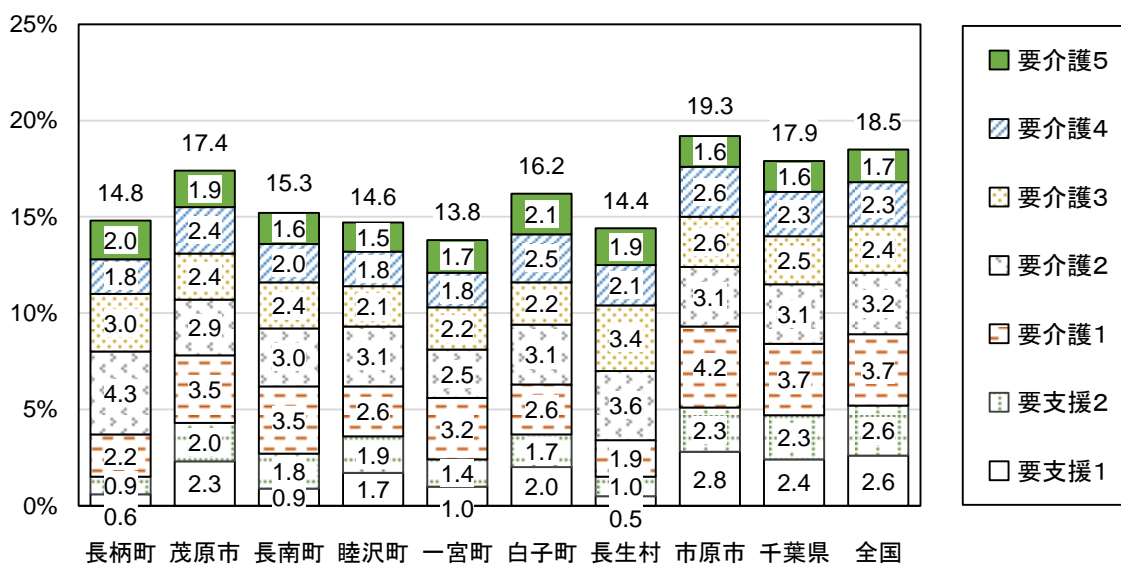
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

(3) 調整済み認定率の比較

本町の調整済み認定率（性・年齢調整を行い、同じ人口構成と仮定したもの）は14.8%で、近隣の自治体等と比較すると一宮町、長生村、睦沢町に次ぐ低い数値となっています。

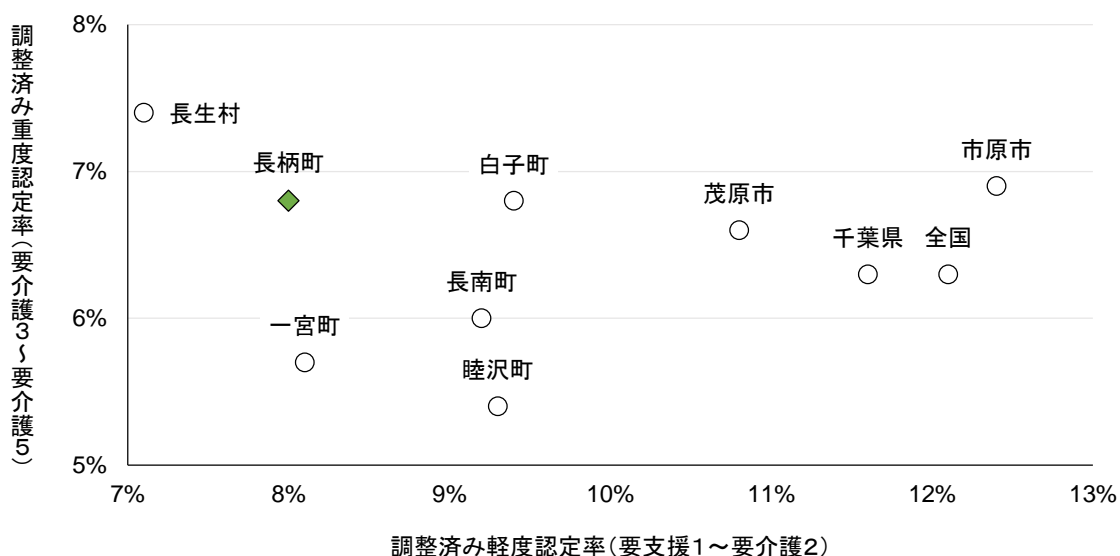
調整済み認定率の分布をみると、軽度認定率は長生村に次ぐ低い水準にありますが、重度認定率は長生村、市原市に次ぐ高い水準となっています。

■隣接自治体及び県との比較（調整済み認定率）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和元年度）

■隣接自治体及び県との比較（調整済み重度認定率と軽度認定率の分布）



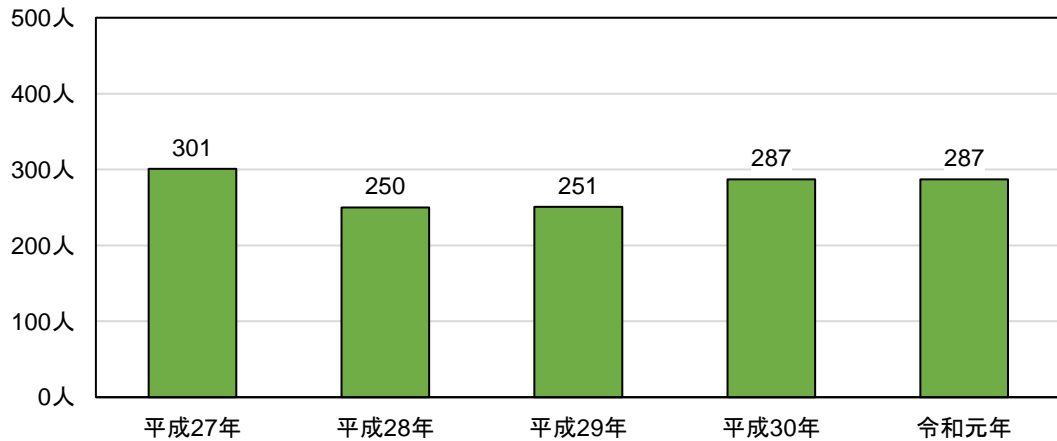
資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和元年度）

(4) 認知症高齢者の状況

本町の認知症高齢者数（認知症高齢者自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者）は、令和元年で287人となっています。

なお、認知症高齢者自立度Ⅱは、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態です。

■長柄町の世帯数の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年10月末）

3 介護保険事業の状況

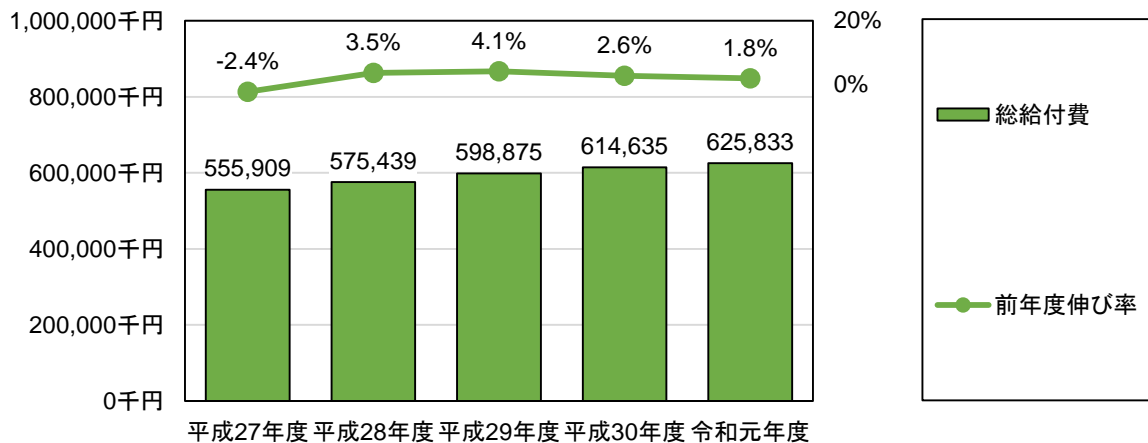
(1) 介護給付費の推移

本町の介護保険サービス給付費は、増加傾向で推移しており、令和元年度では6億2千5百万円となっています。

給付費の伸び率は平成29年度をピークに緩やかになり、令和元年度は前年度比1.8%増となっています。

サービス区別にみると、在宅サービスと居住系サービスは年々増加していましたが、在宅サービスは令和元年度に減少に転じています。一方で、減少傾向にあった施設サービスの給付費は令和元年度に増加しています。

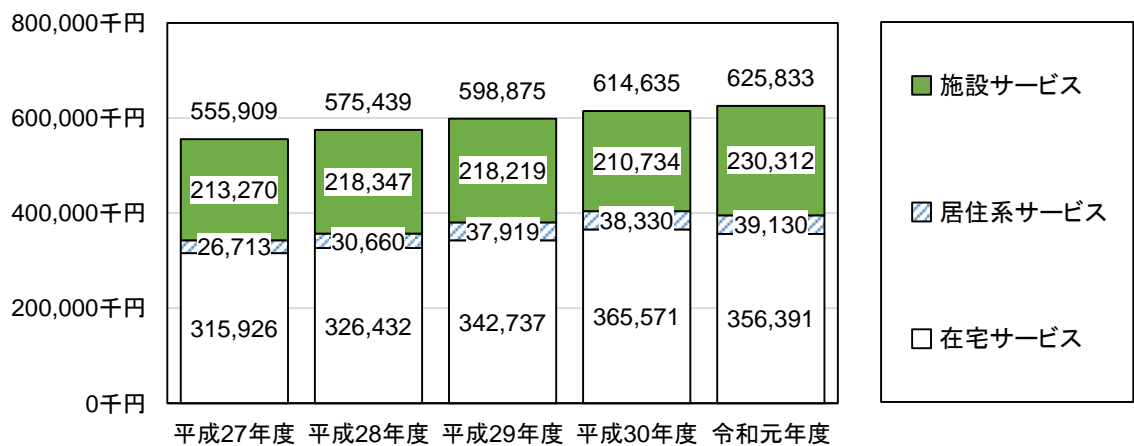
■長柄町の介護給付費の推移



※端数処理の関係で合計があわないことがあります。以降同じ。

資料：地域包括ケア「見える化」システム

■長柄町の介護給付費の推移（サービス区分別）



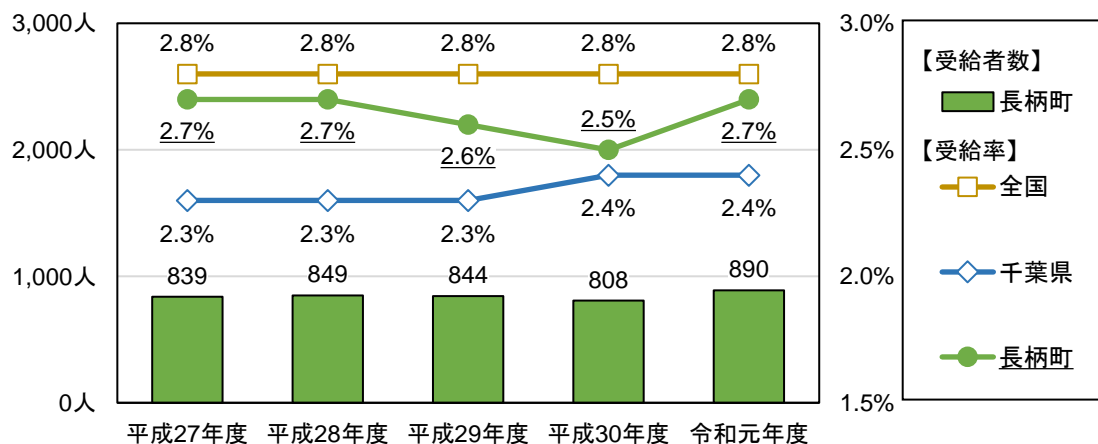
資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 受給者数・受給率の推移

①施設サービス

施設サービスの受給者数は減少していましたが、令和元年度に増加し890人となっています。受給率は全国より低く千葉県より高くなっています。

■受給者数・受給率の推移（施設サービス）



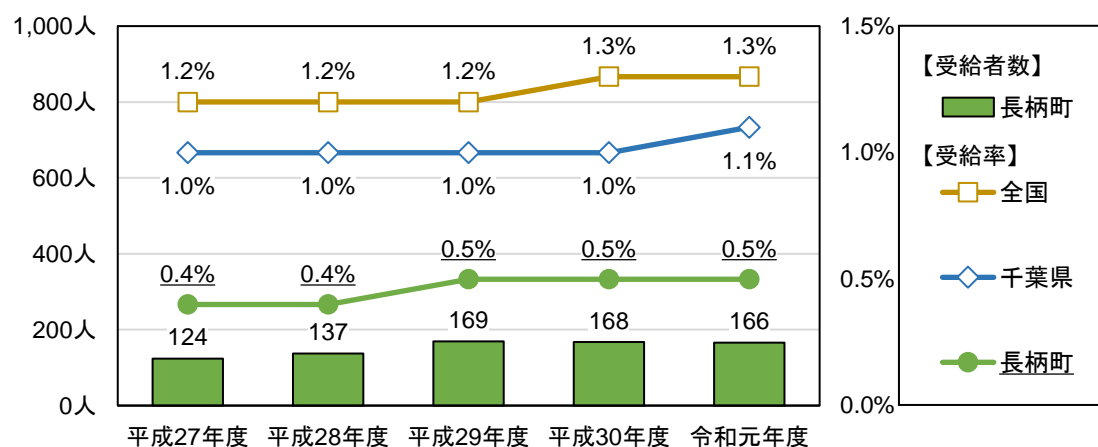
資料:地域包括ケア「見える化」システム

②居住系サービス

居住系サービスの受給者数は平成29年度以降160人台で推移しており、令和元年度は166人となっています。受給率は全国及び千葉県より低くなっています。

なお、居住系サービスは、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスのことです。

■受給者数・受給率の推移（居住系サービス）

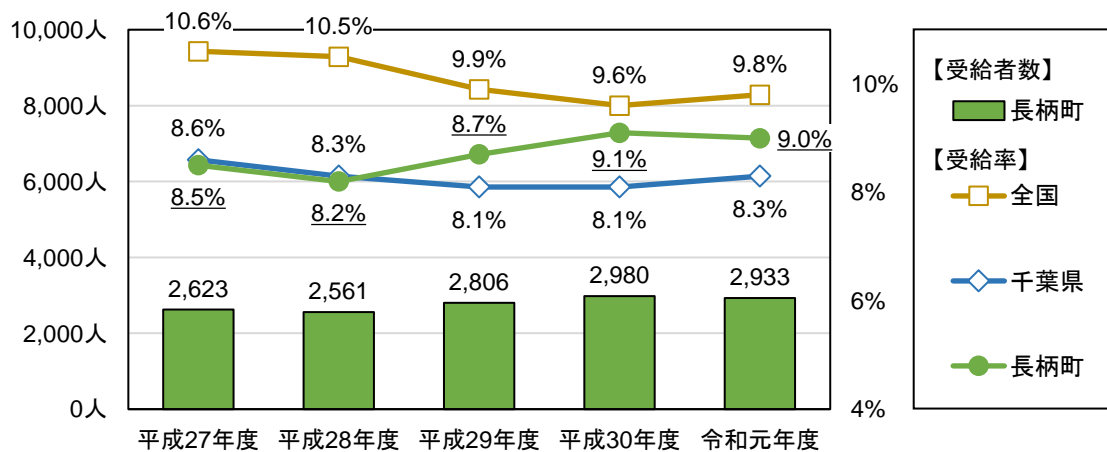


資料:地域包括ケア「見える化」システム

③在宅サービス

在宅サービスの受給者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和元年度は前年度から減少し2,933人となっています。受給率は全国より低く千葉県より高くなっています。

■受給者数・受給率の推移（在宅サービス）



資料：地域包括ケア「見える化」システム

4 アンケート調査からみる現状

(1) 調査概要

①調査の目的

「健康とくらしの調査」は、高齢者の生活状況やサービスニーズ等を把握し、要介護状態になるリスクの発生状況や地域の抱える問題等を分析することを目的として実施しています。

また、「在宅介護実態調査」は、介護者の抱える不安や就労状況等を把握し、高齢者の在宅生活の継続や介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方等を分析することを目的として実施しています。

②調査の概要

調査の種類	調査の対象	調査の方法	実施時期
健康とくらしの調査	要介護認定を受けていない65歳以上の方	郵送調査	令和元年11月25日 ～12月16日
在宅介護実態調査	要介護認定を受けていて自宅で生活をされている方	訪問調査	平成31年1月 ～令和2年1月

③配布・回収の結果

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
健康とくらしの調査	2,356件	1,508件 (1,486件)	64.0% (63.1%)
在宅介護実態調査	—	229件	—

※有効回収数…白紙等の無効票を除いた回収数

④集計にあたって

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

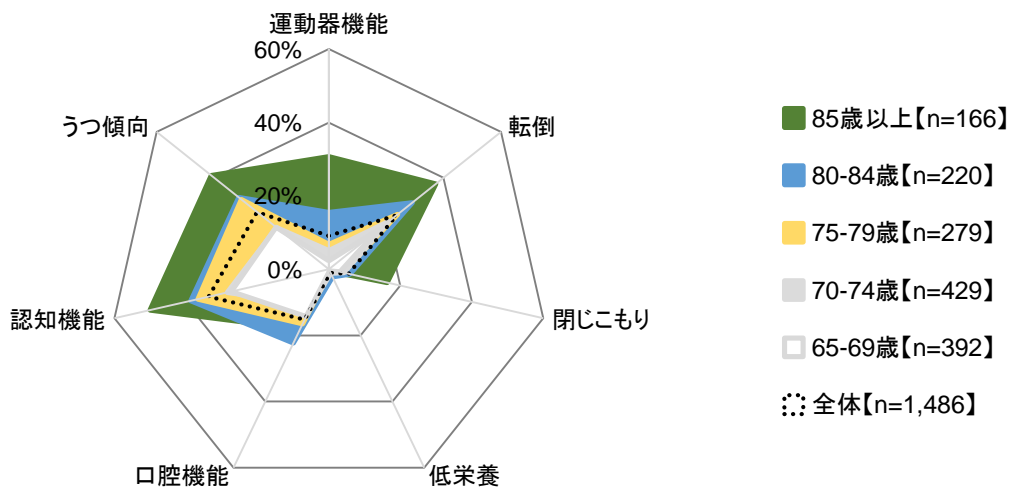
(2) 健康とくらしの調査

①生活機能の低下リスクについて

厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、判定された生活機能の低下リスクの該当状況をみると、全体では「認知機能」のリスク該当者割合が33.6%で最も多く、以下「うつ傾向」が25.0%、「転倒」が23.6%、「口腔機能」が15.2%などとなっています。

年齢階層が高いほどリスク該当者割合が高くなる傾向がみられ、85歳以上では「認知機能」のリスク該当者が50.0%、「うつ傾向」のリスク該当者が41.0%を占めています。

■生活機能の低下リスク該当者割合



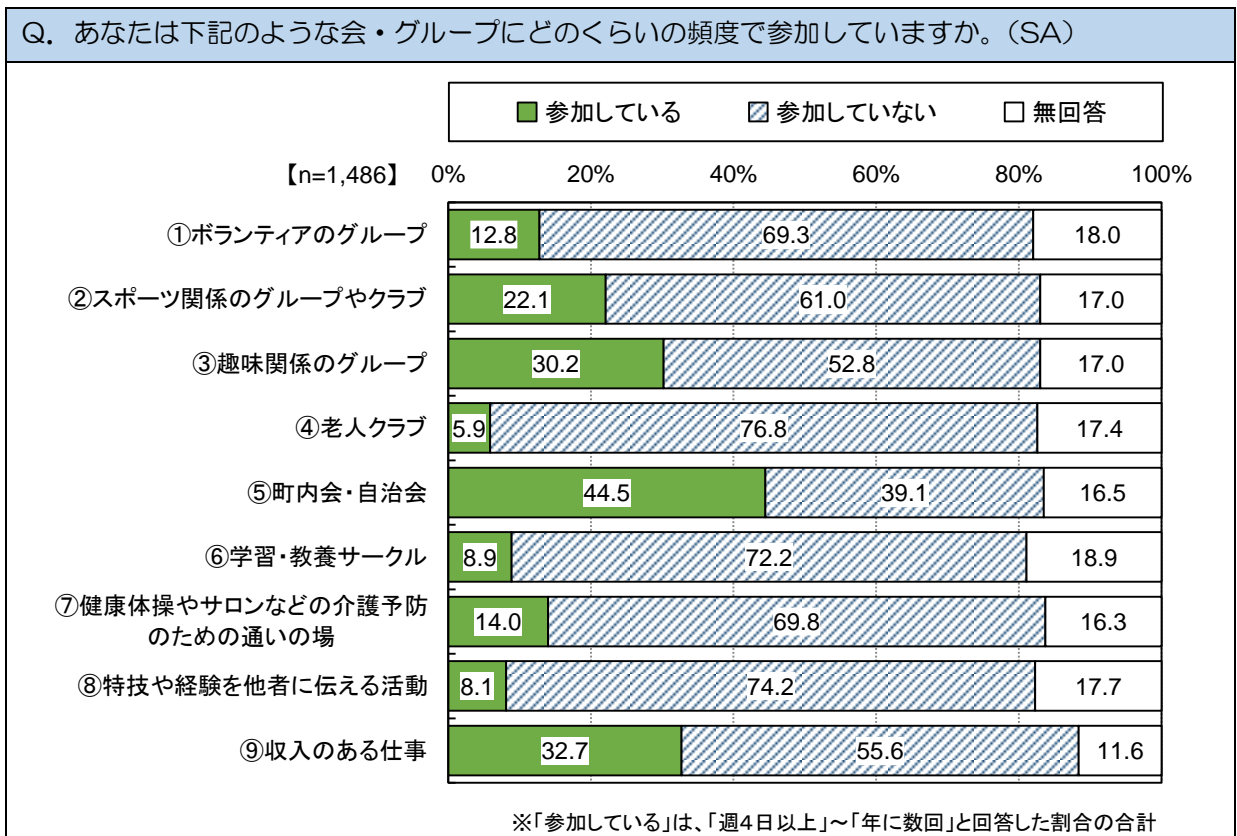
	運動器機能	転倒	閉じこもり	低栄養	口腔機能	認知機能	うつ傾向
全体【n=1,486】	9.1%	23.6%	5.5%	1.0%	15.2%	33.6%	25.0%
65-69歳【n=392】	2.3%	17.1%	3.1%	0.5%	14.3%	27.3%	18.4%
70-74歳【n=429】	5.1%	21.0%	4.2%	1.2%	10.5%	28.4%	18.2%
75-79歳【n=279】	6.8%	24.0%	3.9%	0.7%	16.5%	36.6%	30.5%
80-84歳【n=220】	15.5%	29.1%	5.9%	2.3%	22.3%	38.6%	31.4%
85歳以上【n=166】	30.7%	37.3%	16.3%	0.6%	18.1%	50.0%	41.0%

②地域での活動について

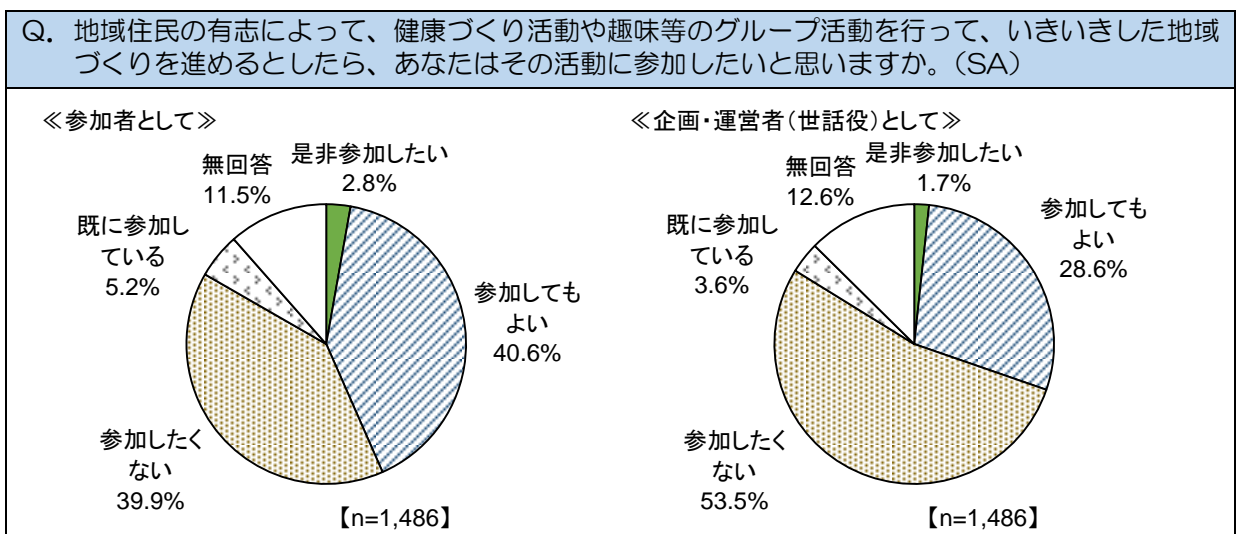
会・グループへの参加は、「町内会・自治会」が44.5%で最も多く、以下「収入のある仕事」が32.7%、「趣味関係のグループ」が30.2%などとなっています。

地域づくりの参加意向（是非参加したい+参加してもよい）は、参加者としては43.4%、企画・運営者（世話役）としては30.3%となっています。

■会・グループ等への参加状況



■地域づくりへの参加意向

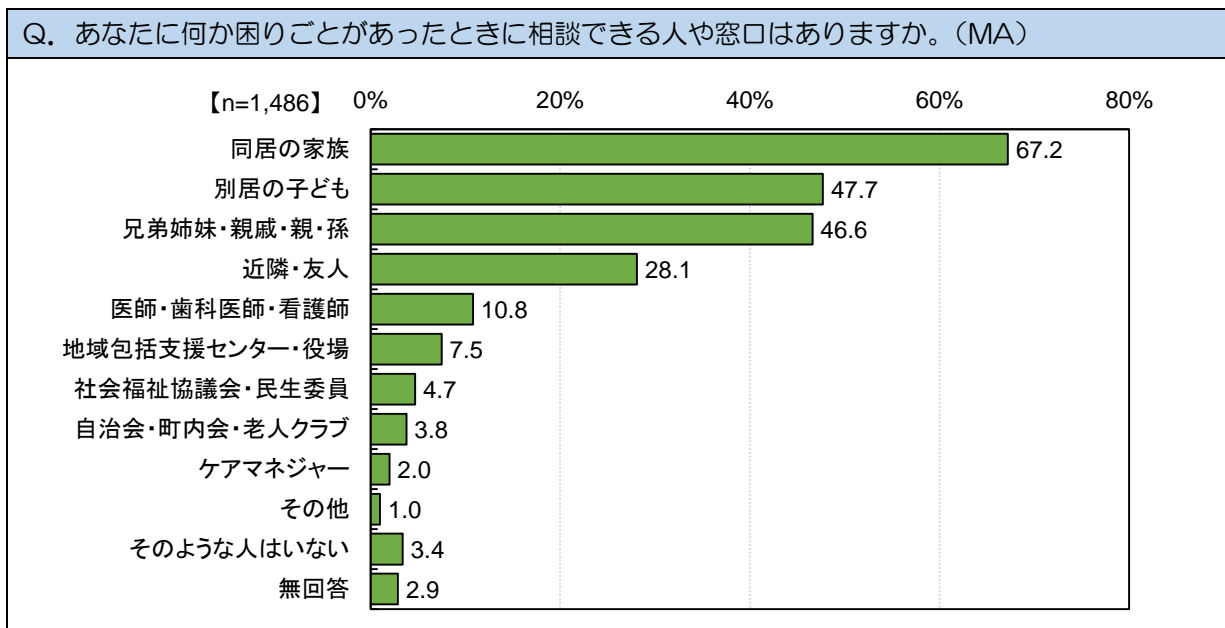


③助け合いについて

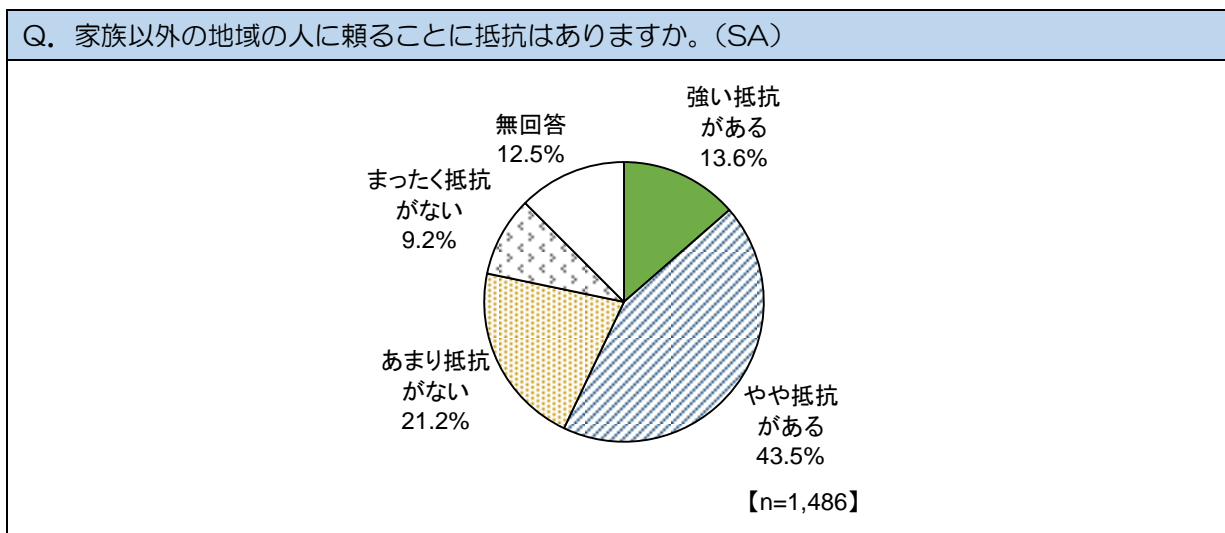
困りごとがあったときに相談する相手は、「同居の家族」が67.2%で最も多く、以下「別居の子ども」が47.7%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が46.6%、「近隣・友人」が28.1%などとなっており、家族が大半を占めています。

一方で、家族以外の地域の人に頼ることに對して、抵抗がある（強い抵抗がある＋やや抵抗がある）との回答は57.1%を占めています。

■困りごとがあったときに相談する相手



■地域の人に頼ることへの抵抗感



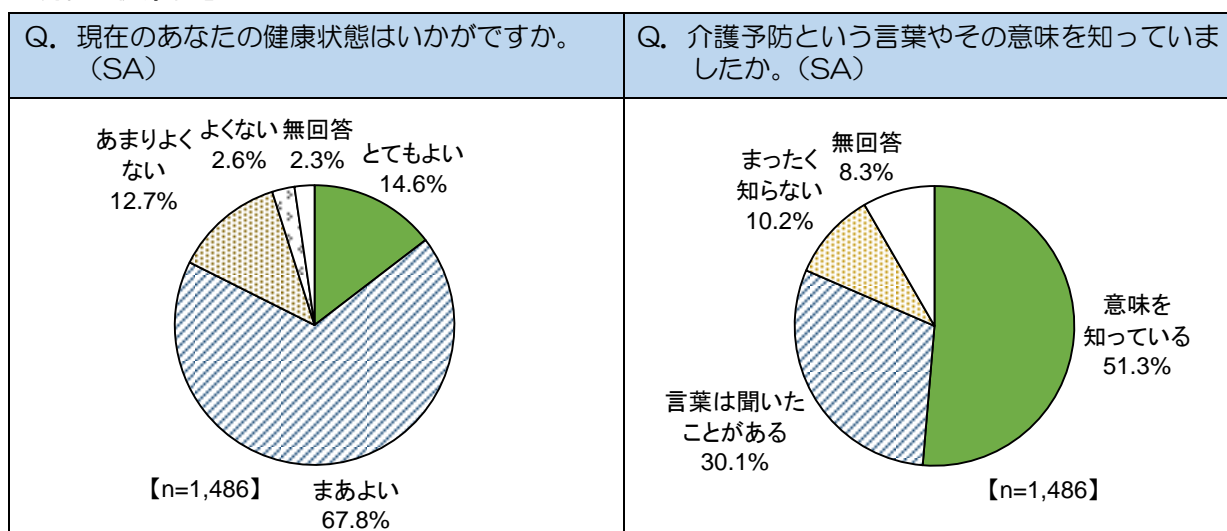
④健康について

現在の健康状態は、「とてもよい」が14.6%、「まあよい」が67.8%で、合わせると82.4%となっています。

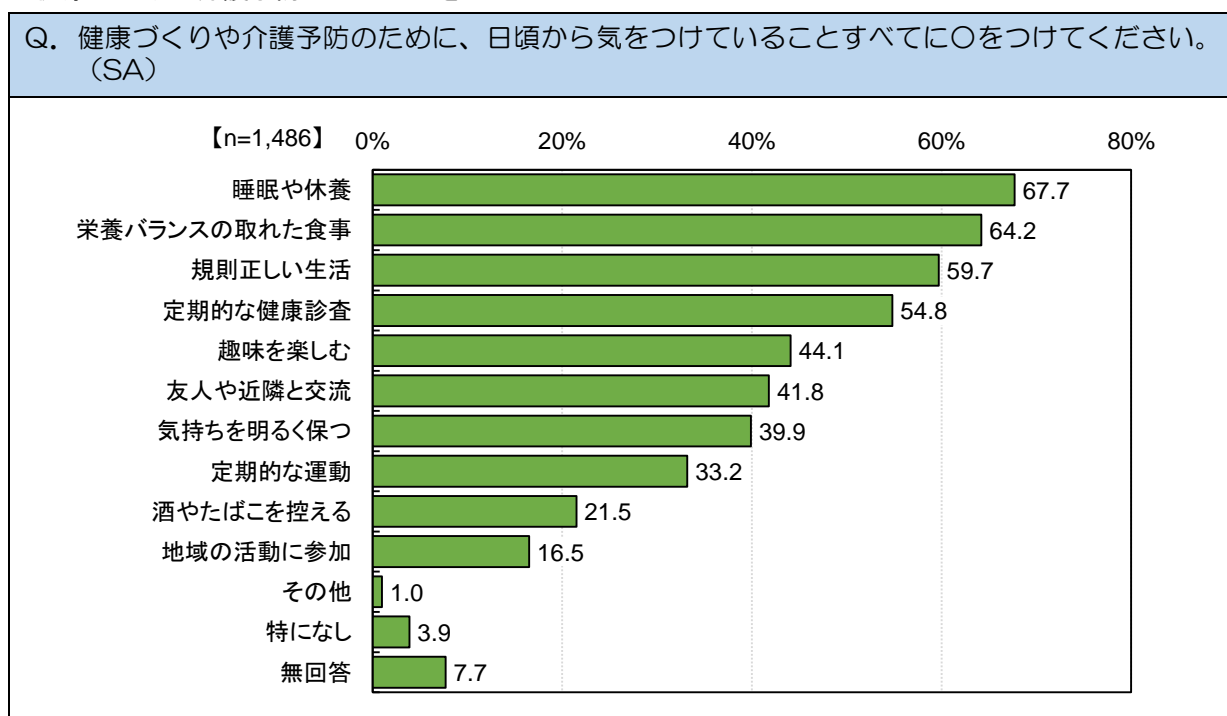
介護予防については、「意味を知っている」が51.3%で最も多く、次いで「言葉は聞いたことがある」が30.1%となっています。

また、健康づくりや介護予防のために、日頃から気をつけていることは、「睡眠や休養」が67.7%で最も多く、以下「栄養バランスの取れた食事」が64.2%、「規則正しい生活」が59.7%、「定期的な健康診査」が54.8%などとなっています。

■現在の健康状態



■健康づくりや介護予防のために気をつけていること



⑤認知症について

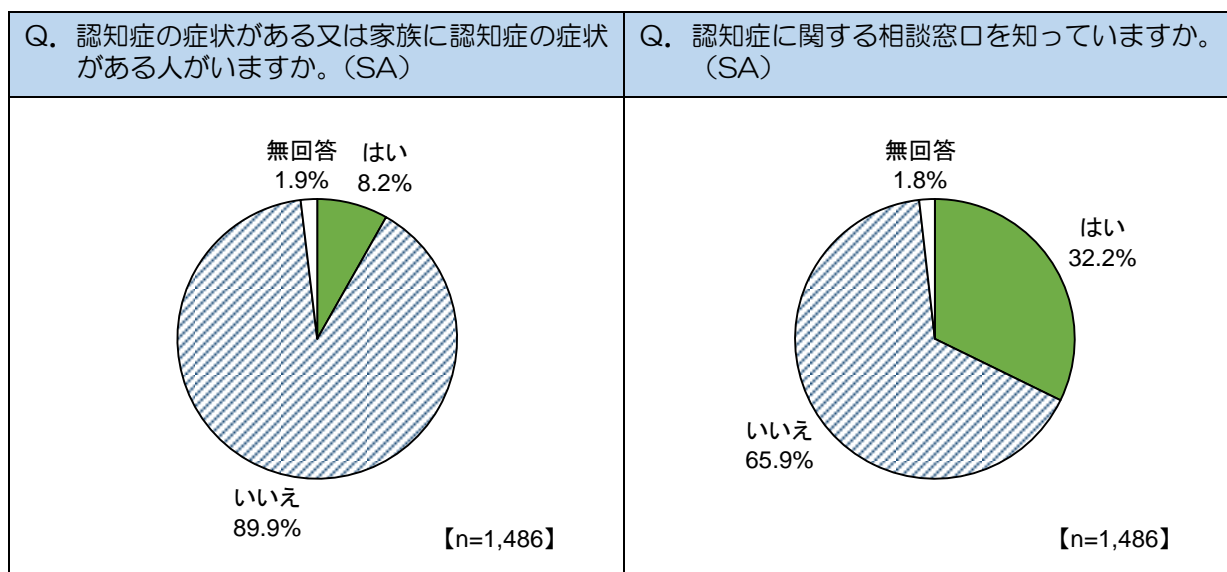
認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについては、「はい」が8.2%となっています。

また、認知症に関する相談窓口の認知度は、「はい」が32.2%となっています。

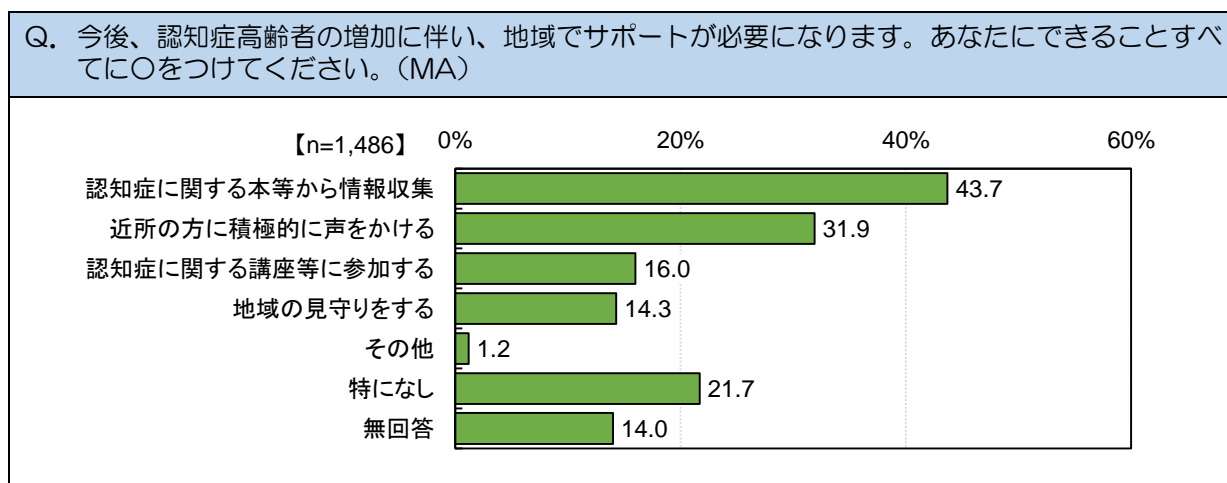
認知症高齢者へのサポートについては、「認知症に関する本等から情報収集」が43.7%で最も多く、以下「近所の方に積極的に声をかける」が31.9%、「認知症に関する講座等に参加する」が16.0%、「地域の見守りをする」が14.3%となっています。

■認知症の症状

■相談窓口の認知度



■認知症高齢者へのサポート



◎災害等の緊急時について

地域の避難場所について、「避難場所・経路共に把握している」が42.9%で最も多く、以下「避難場所のみ把握している」が28.8%、「把握していない」が15.8%となっています。

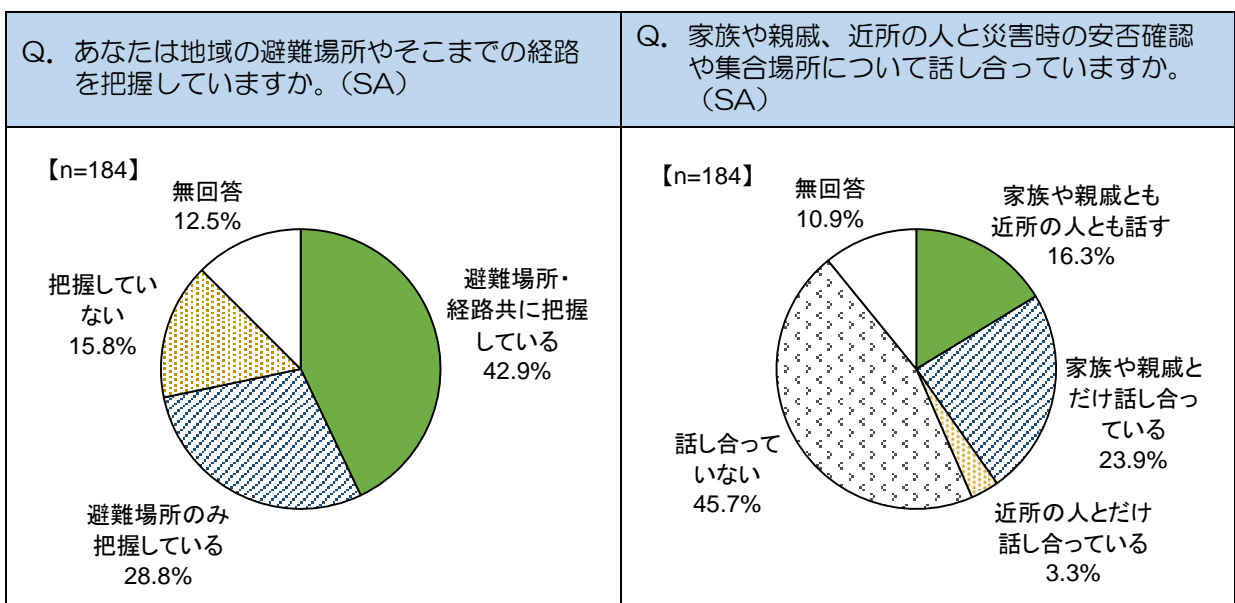
災害時の話し合いについては、「話し合っていない」が45.7%で最も多く、以下「家族や親戚とだけ話し合っている」が23.9%、「家族や親戚とも近所の人とも話す」が16.3%、「近所の人とだけ話し合っている」が3.3%となっています。

定期的に声をかけてくれる人は、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が48.4%で最も多く、以下「別居の子ども」が47.8%、「友人」が28.8%、「近隣」が25.0%となっています。

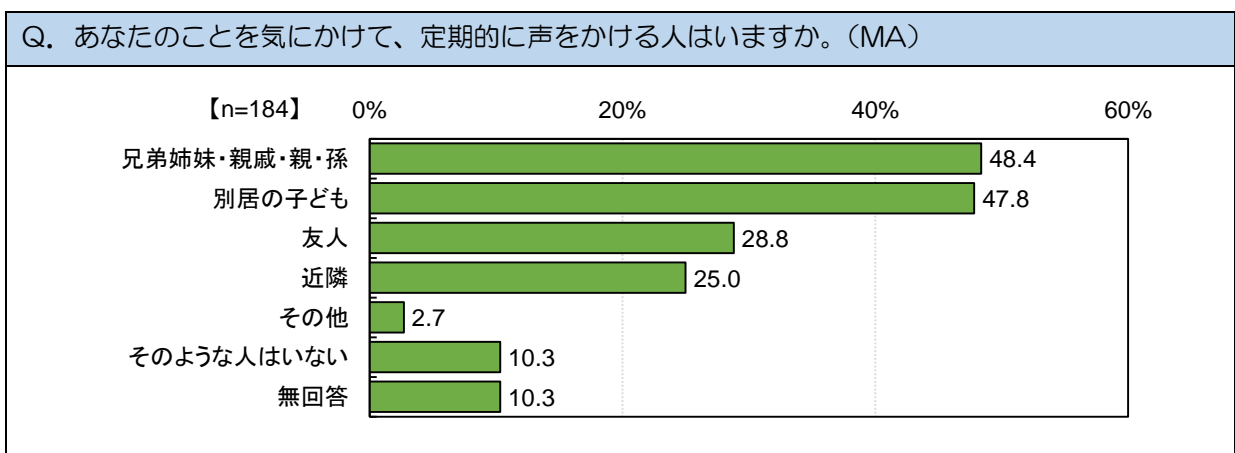
一方、10.3%が「そのような人はいない」と回答しています。

■避難場所

■災害時の話し合い



■定期的に声をかけてくれる人



(3) 在宅介護実態調査

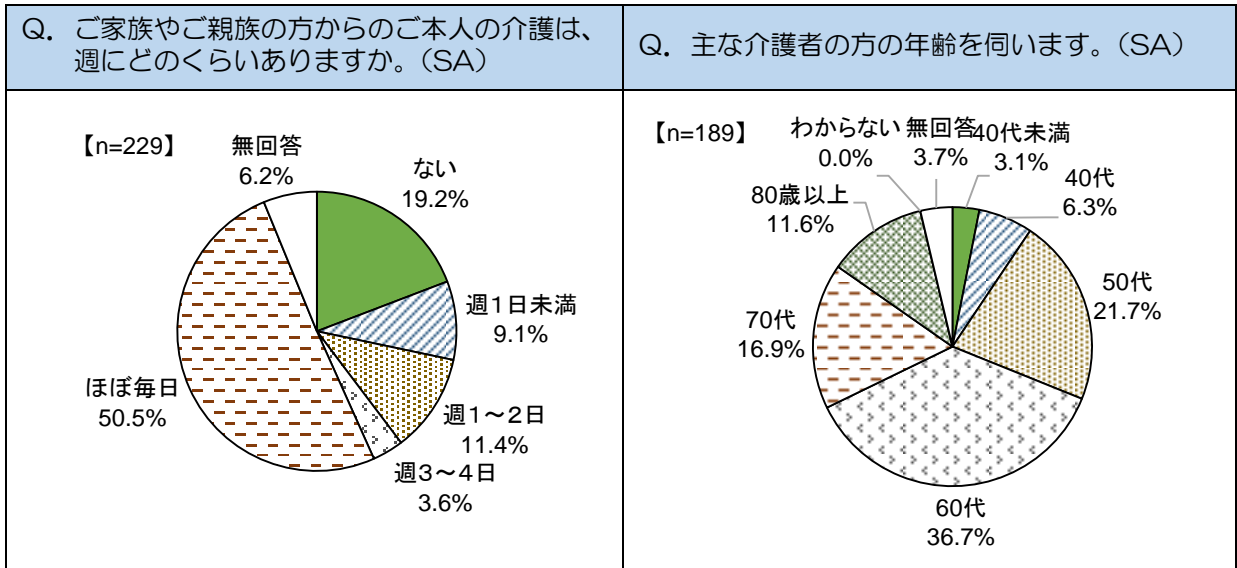
① 家族や親族からの介護について

家族や親族からの介護を受けている割合(週1日未満～ほぼ毎日)は74.6%となっており、主な介護者の年齢は、「60代」以上が65.2%を占めています。

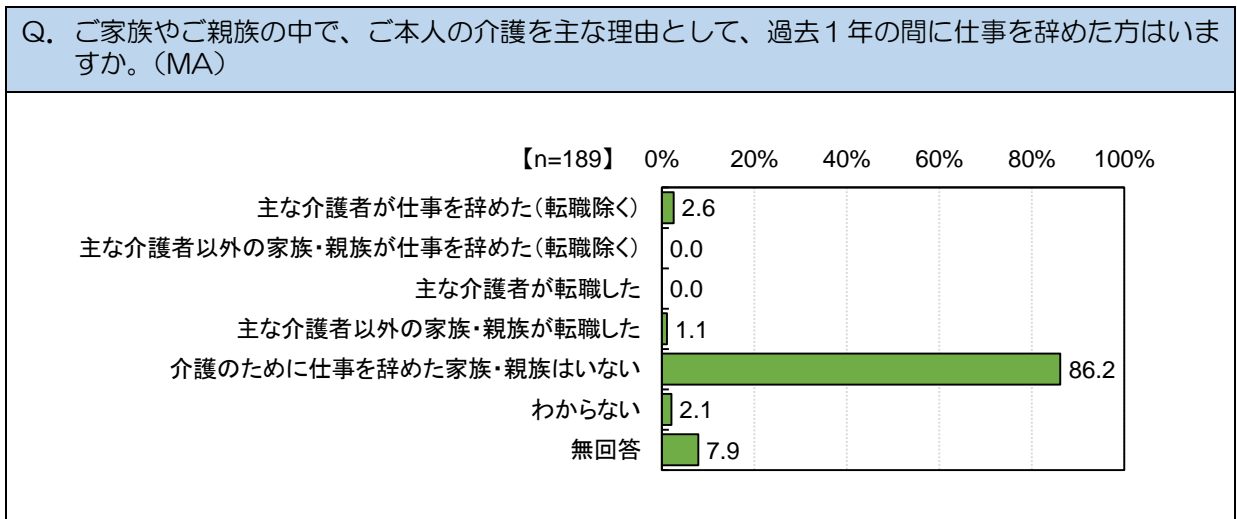
また、過去1年間で、介護している家族や親族が離職した割合は2.6%となっています。

■ 家族や親族からの介護

■ 主な介護者



■ 介護を理由に退職した家族や親族



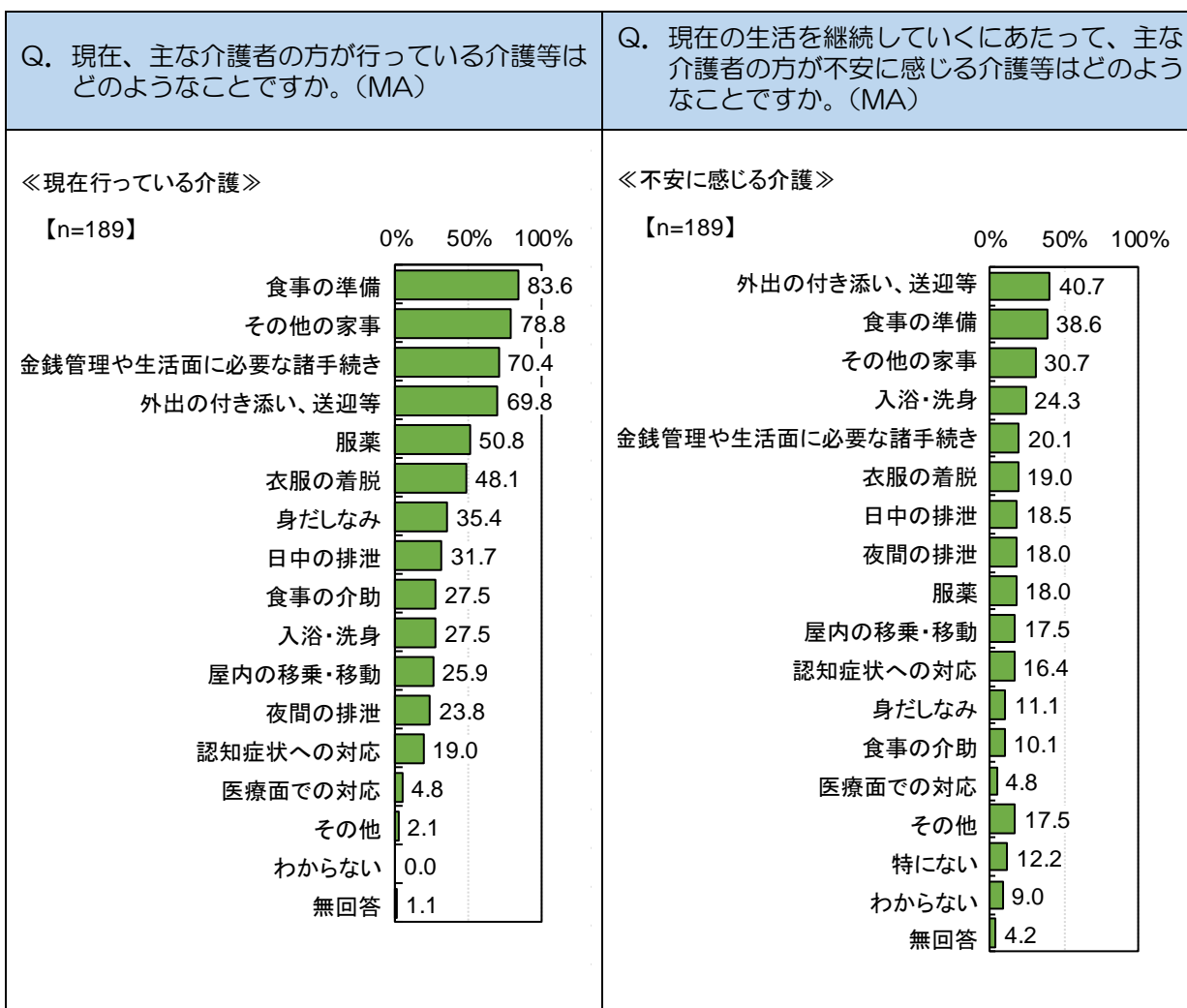
②介護の現状と不安について

主な介護者が行っている介護等は、「食事の準備」が83.6%で最も多く、以下「その他の家事」が78.8%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が70.4%、「外出の付き添い、送迎等」が69.8%などとなっています。

主な介護者が不安に感じる介護等は、「外出の付き添い、送迎等」が40.7%で最も多く、以下「食事の準備」が38.6%、「その他の家事」が30.7%、「入浴・洗身」が24.3%などとなっています。

■現在行っている介護

■不安に感じる介護

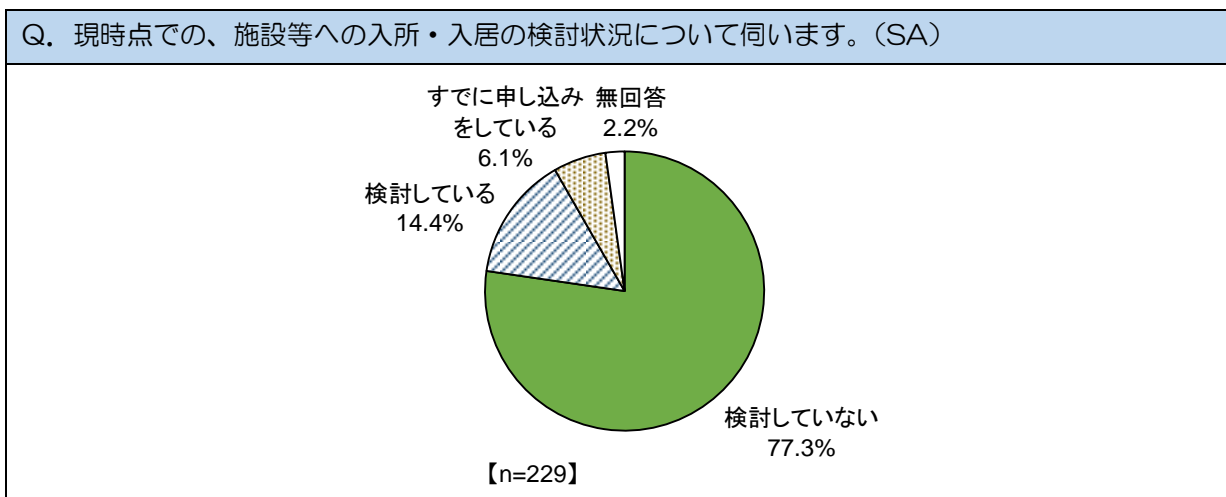


③施設等への入所・入居の検討状況について

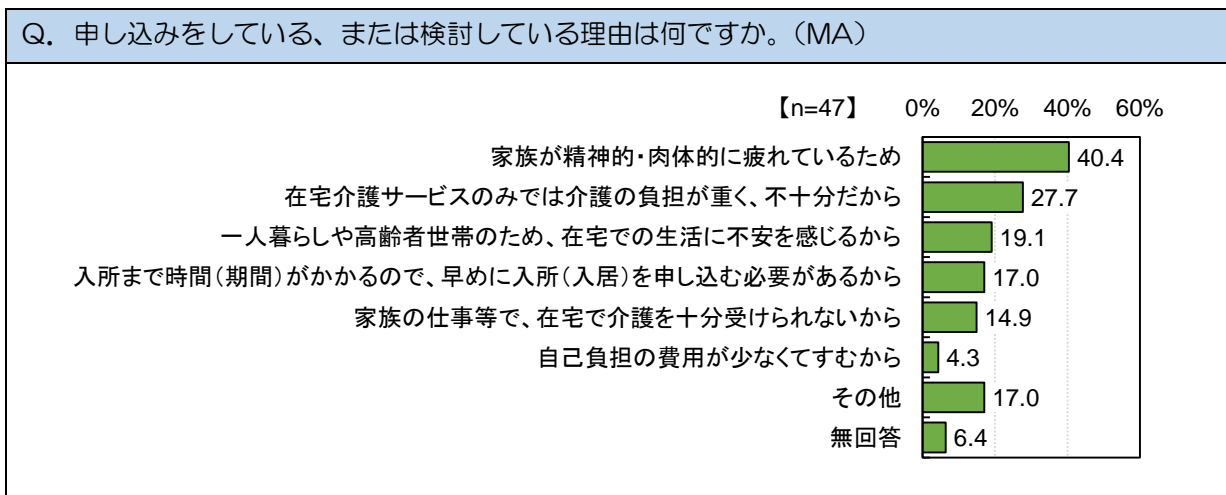
施設等への入所・入居の検討状況について、「検討していない」が77.3%を占めています。

「検討している」は14.4%、「すでに申し込みをしている」は6.1%となっており、その理由としては「家族が精神的・肉体的に疲れているため」が40.4%で最も多く、以下「在宅介護サービスのみでは介護の負担が重く、不十分だから」が27.7%、「一人暮らしや高齢者世帯のため、在宅での生活に不安を感じるから」が19.1%、「入所まで時間（期間）がかかるので、早めに入所（入居）を申し込む必要があるから」が17.0%などとなっています。

■施設等への入所・入居の検討状況



■施設等への入所・入居の申し込みまたは検討理由



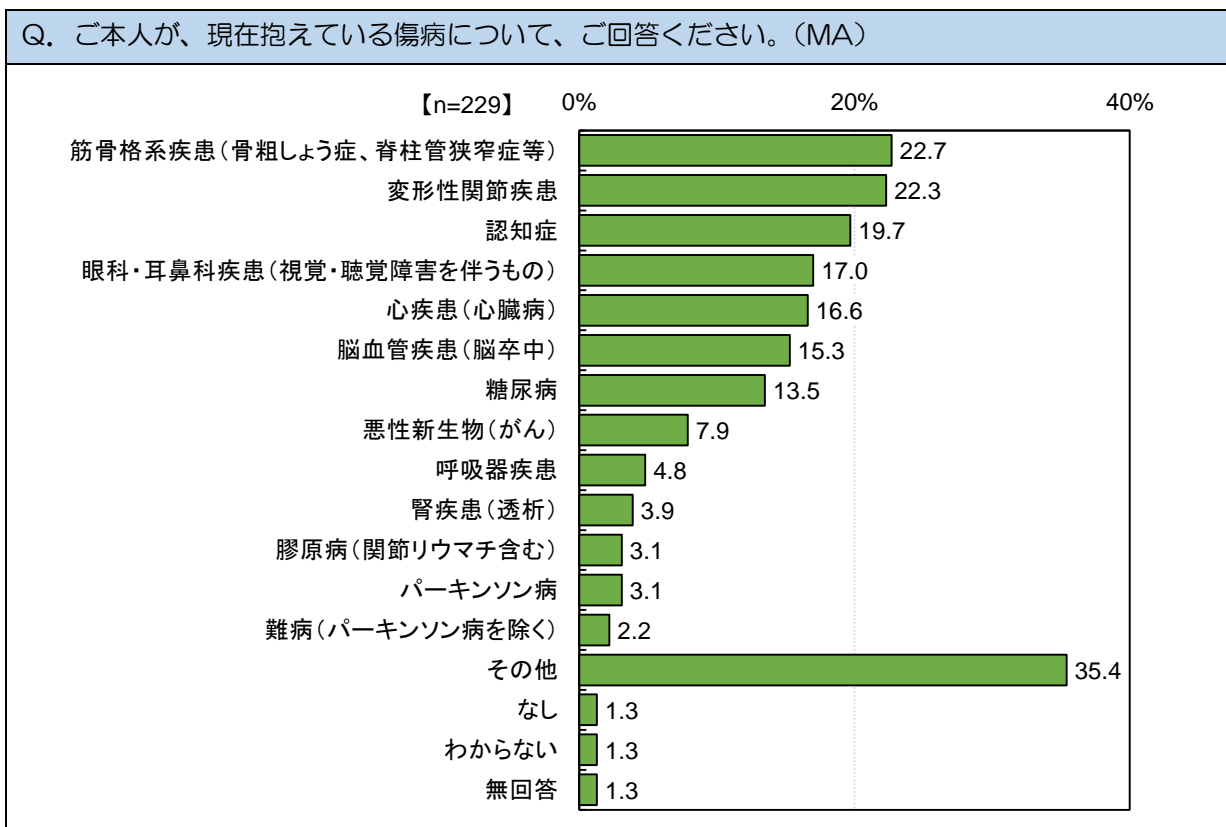
④医療の状況について

現在抱えている傷病は「筋骨格系疾患」が22.7%で最も多く、以下「変形性関節疾患」が22.3%、「認知症」が19.7%、「眼科・耳鼻科疾患」が17.0%などとなっています。

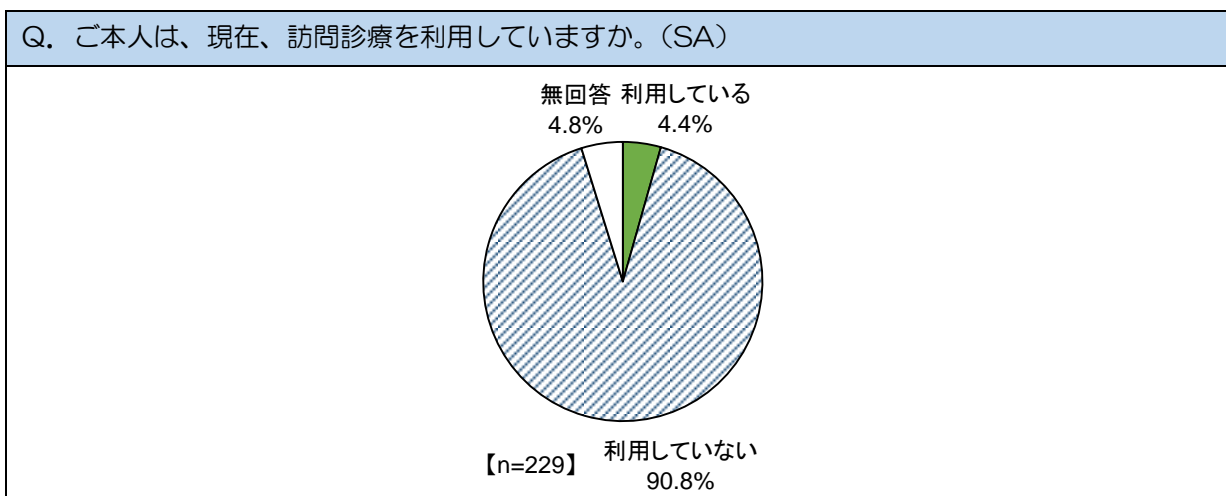
また、35.4%は「その他」と回答しており、「高血圧」の記述が多くなっています。

なお、訪問診療について、「利用している」との回答は4.4%となっています。

■現在抱えている傷病



■訪問診療の利用状況



⑤仕事と介護の両立について

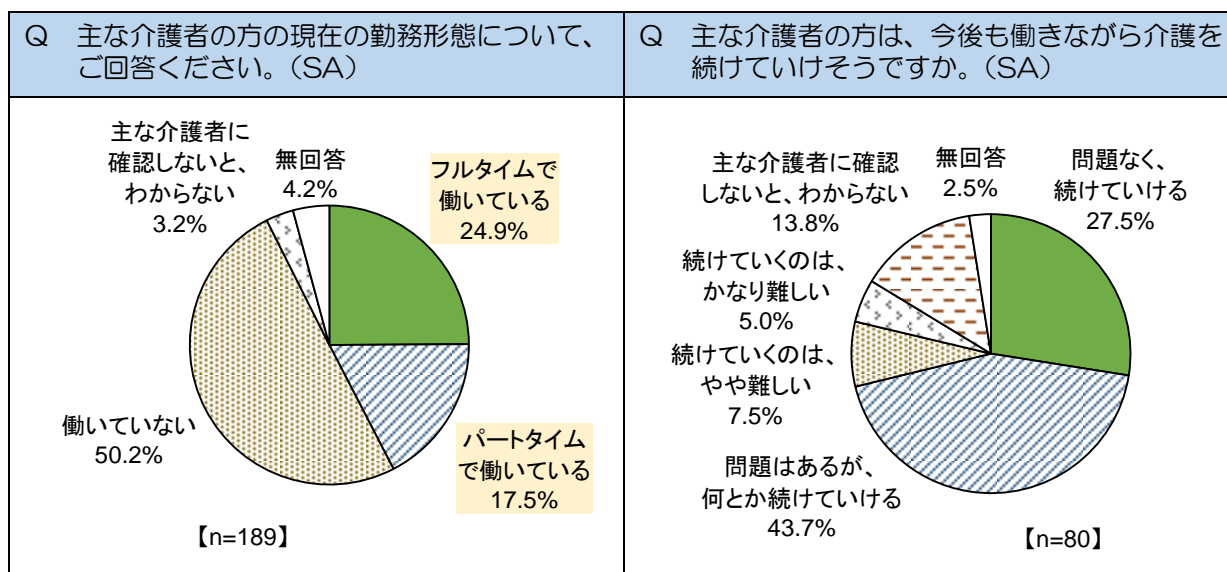
主な介護者の就労状況について、「フルタイムで働いている」が24.9%、「パートタイムで働いている」が17.5%で、合計すると42.4%が就労しています。

また、主な介護者の仕事と介護の両立について、「続けていくのは、かなり難しい」が5.0%、「続けていくのは、やや難しい」が7.5%となっています。

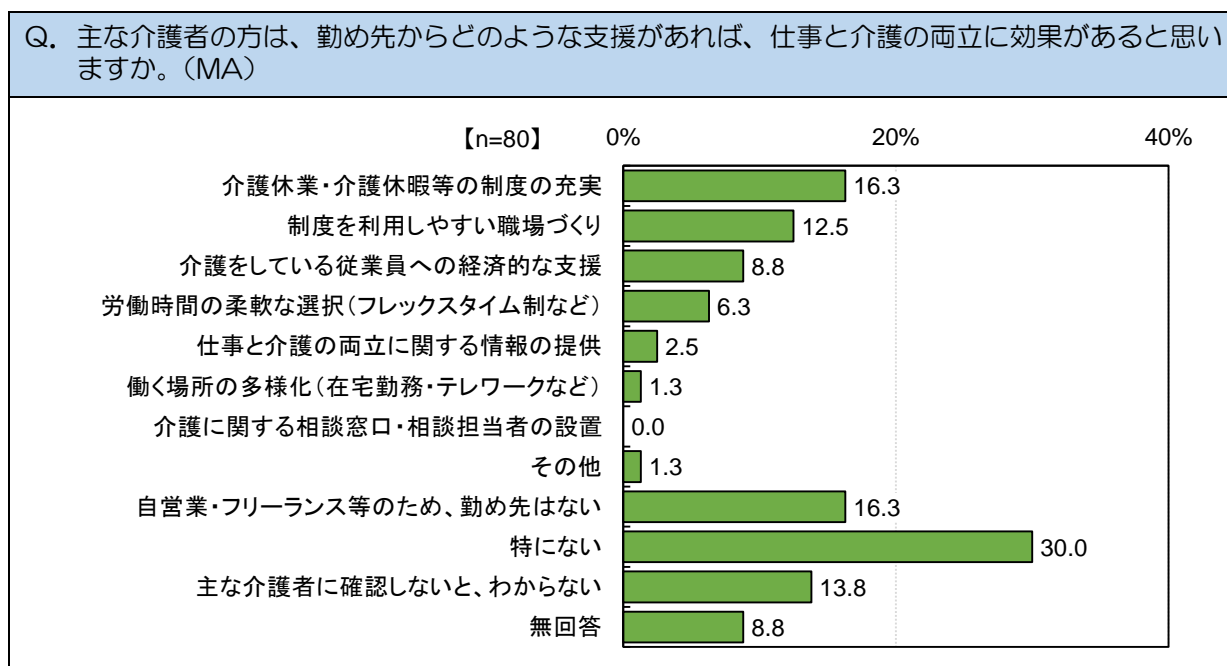
仕事と介護の両立への勤め先からの支援としては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」と「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が16.3%となっています。

■主な介護者の勤務形態

■主な介護者の仕事と介護の両立



■仕事と介護の両立への勤め先からの支援

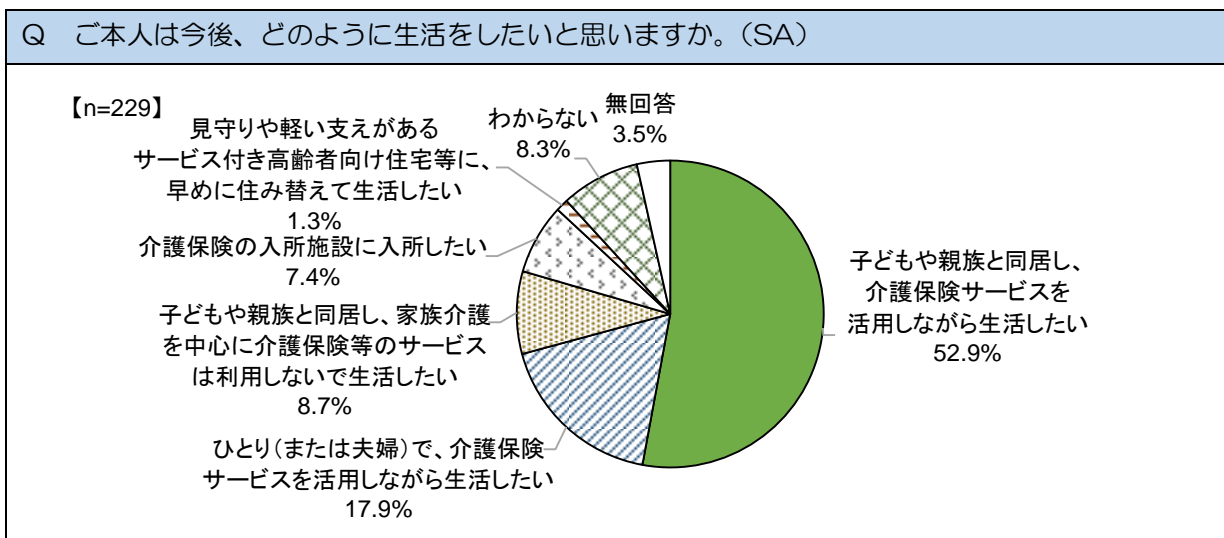


◎在宅生活の継続について

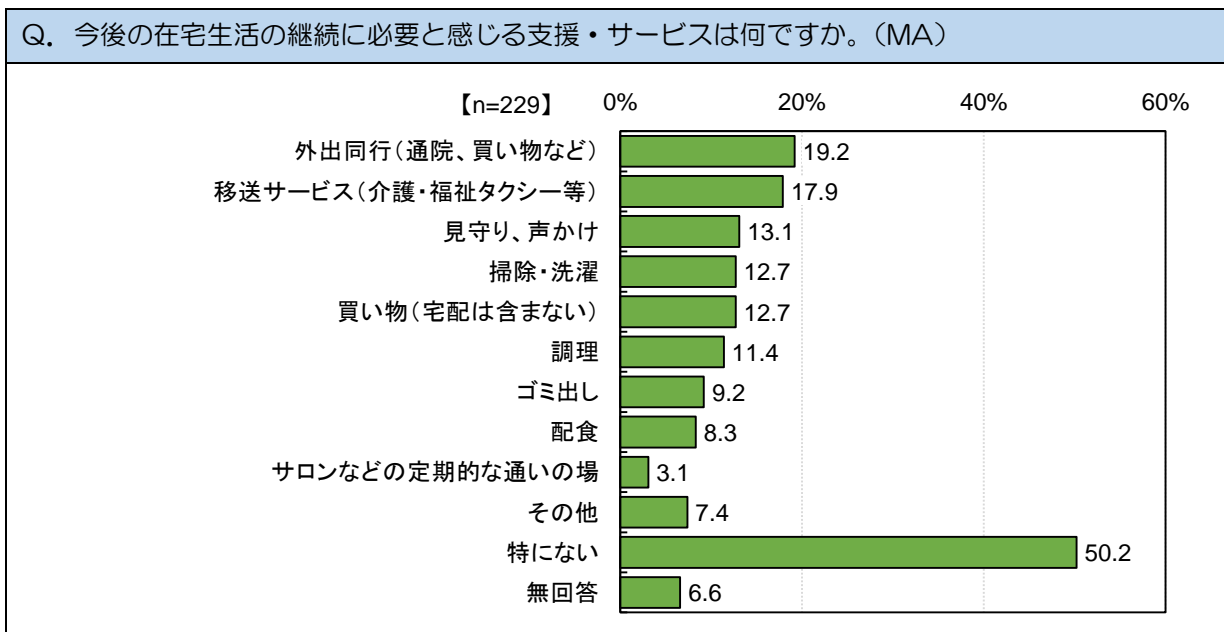
今後の生活について、「子どもや親族と同居し、介護保険サービスを活用しながら生活したい」が52.9%で最も多く、次いで「ひとり（または夫婦）で、介護保険サービスを活用しながら生活したい」が17.9%などとなっています。

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「外出同行」が19.2%で最も多く、以下「移送サービス」が17.9%、「見守り、声かけ」が13.1%、「掃除・洗濯」と「買い物」が12.7%などとなっています。

■今後の生活の希望



■今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



5 高齢者を取り巻く主な課題

(1) 地域における支援体制の充実

一般高齢者において、困りごとがあったときに相談する相手は、「同居の家族」や「別居の子ども」など、家族が大半を占めていますが、家族以外の地域の人に頼ることについては、抵抗があると回答した人が過半数を占めています。

一方で、要介護認定者が今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスとして、「外出同行」や「移送サービス」、「見守り、声かけ」などが多くなっています。

なお、一般高齢者の地域への参加状況については、「町内会・自治会」が4割強、「収入のある仕事」と「趣味関係のグループ」が3割強などとなっています。

地域において、公的な支援と民間の支援が一体となって高齢者の暮らしを支えていけるよう、自治組織や就労的活動など住民の主体的な活動を促進し、日常的な生活支援の体制づくりを推進していく必要があります。

(2) 介護予防・健康づくりの充実

一般高齢者における、生活機能の低下リスクの該当状況は「認知機能」が3割強、「うつ傾向」と「転倒」が2割強、「口腔機能」が2割弱などとなっており、年齢階層が高くなるほど、リスク該当割合が高くなっています。

一方で、介護予防の言葉の認知度は8割強を占め、「睡眠や休養」、「栄養バランスの取れた食事」など、大半が日頃から健康づくりや介護予防のために気をつけていることがあると回答していることから、さらなる介護予防の推進に向けて、積極的な事業の周知や情報提供などに努める必要があります。

(3) 認知症施策の充実

一般高齢者の4割弱が「認知機能」の低下リスクに該当しており、要介護認定者の2割弱が「認知症」を抱えていると回答しています。

一方で、一般高齢者の7割弱は認知症に関する相談窓口を知らないという調査結果となっています。

75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれており、認知症になっても地域において安心して生活できるよう、相談先等の周知を図るとともに、認知症の高齢者と家族を見守る地域づくりを推進していく必要があります。

(4) 在宅における医療・介護の充実

要介護認定者の大半が何かしらの傷病を抱えている状況ですが、訪問診療を利用しているのは1割弱となっています。

また、8割弱は施設等への入所・入居を検討しておらず、今後も在宅で介護保険サービスを活用しながら生活したいと考えている高齢者が多くなっています。

介護が必要な状態になり、疾病を抱えても、住み慣れた地域で生活を続けるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが重要です。

在宅医療・介護の連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど、様々な局面で求められており、その役割はより一層高まることが想定されることから、地域における関係機関の連携体制の強化を図るとともに、広く町民に対して在宅医療に関する知識の普及啓発や情報提供を推進していく必要があります。

(5) 家族介護者支援の充実

要介護認定者において、自宅で家族が介護を担っている割合は7割強を占めています。

主な介護者については、「60代」以上が7割弱を占めていることから、老老介護の状況にある世帯が多いことが想定されます。

また、主な介護者が不安に感じることとして、「外出時の付き添い、送迎等」や「食事の準備」、「その他の家事」、「入浴・洗身」などが多く挙げられており、そうした不安への実質的な支援による介護者の負担軽減が求められます。

そのため、介護に関する不安や悩みなどに対して助言を行うなど、家族介護者の支援を充実していく必要があります。

(6) 災害などの緊急時の支援の充実

地域の避難場所について、一般高齢者の7割強が避難場所を把握している状況ですが、5割弱が災害時の安否確認や集合場所についての話し合いの機会を持っていません。

また、大半が家族や友人など、定期的に声をかけてくれる人がいると回答している一方で、1割は「そのような人はいない」と回答しています。

自然災害に対しては、災害発生時に備える防災対策に加え、被害を最小減に抑えるために事前に対策を進める減災の考え方を広め、地域住民が連携して災害時に高齢者を支援する体制づくりが必要です。

その中で、高齢者などの避難支援体制の構築は重要な課題であり、避難行動要支援者登録制度の周知を図るとともに、要支援者については支援者間での情報共有を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

ひとが健康で支え合う安心なまちづくり

本町では、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進してきました。

特に、本町では、高齢になっても住み慣れた地域で、元気にいきいきと暮らせるよう、高齢者の介護予防事業を重視しており、令和2年12月現在で、町内19地区において各種介護予防教室を開催しています。

介護予防教室の実施にあたっては、長柄町介護予防推進員（スマイルながら）が中心となり、地域の状況に応じた事業展開を図っています。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、介護サービス基盤の充実を図るとともに、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止の取組をさらに充実していく必要があります。

また、高齢化が一層進む中で、制度や分野の枠を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

本計画では、これまでの考え方や取組を受け継ぎながら、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7（2025）年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。

2 計画の基本目標

基本理念のもと、長柄町らしいまちづくりや施策の展開に向けて、本町の現状や課題を踏まえ、次の基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標 1 高齢者の日常生活支援

高齢者の心身の機能低下を防ぐフレイル予防や社会参加の観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、疾病予防・重症化予防等に努めます。

また、高齢者とその家族が安全に安心して暮らしていくためには多様な生活支援サービスが必要であることから、労働、交通、防犯、防災等の関係機関との連携を強化し、高齢者が暮らしやすい環境づくりに努めます。

さらに、近年、災害や感染症への対応など、生活上の新たな課題が発生しており、高齢者が安心して生活することができるよう、関連計画を踏まえた取組を推進します。

基本目標 2 地域支援事業の推進

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

地域包括支援センターを中心に、介護予防・重度化防止の推進、地域における包括的な相談及び支援、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等を一体的に推進します。

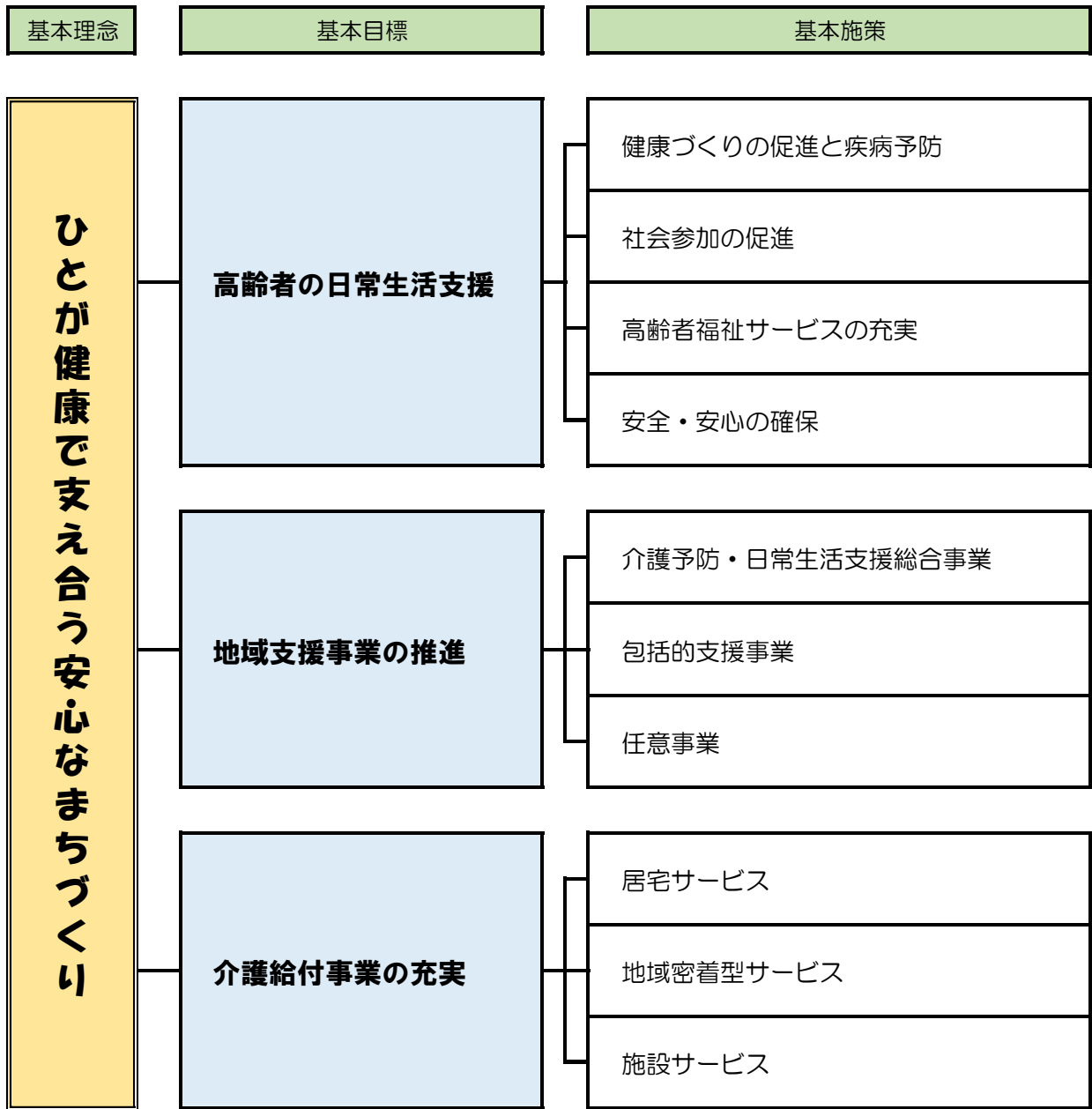
基本目標 3 介護給付事業の充実

高齢者の自立支援や尊厳のある生活の継続を可能とするとともに、家族介護者への支援や介護離職防止を図るため、在宅サービスを充実・強化するとともに、必要な施設の整備や有効活用等に努めます。

今後も介護給付費は増加することが見込まれるため、介護保険制度の基本理念や介護報酬の内容を踏まえ、適正に要介護認定を行うとともに、適切なケアマネジメント及びサービス提供ができるよう、介護給付の適正化に努めます。

また、利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、サービス提供に必要な介護人材の確保及び資質の向上並びに業務の効率化及び質の向上に努めます。

3 施策体系



◎その他の主な施策

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ○介護給付等の適正化への取組及び目標設定 | ○自立支援・重度化防止等の取組及び目標設定 |
| ○介護保険サービスの円滑な利用と提供 | ○保険料負担の公平化・軽減 |
| ○計画の進行管理と事業の評価 | |

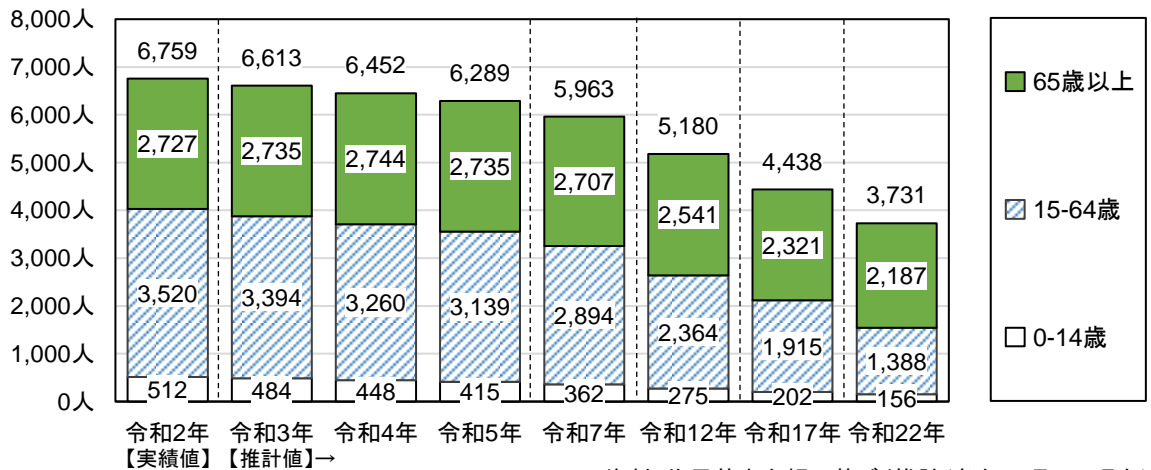
4 将来推計

(1) 推計人口

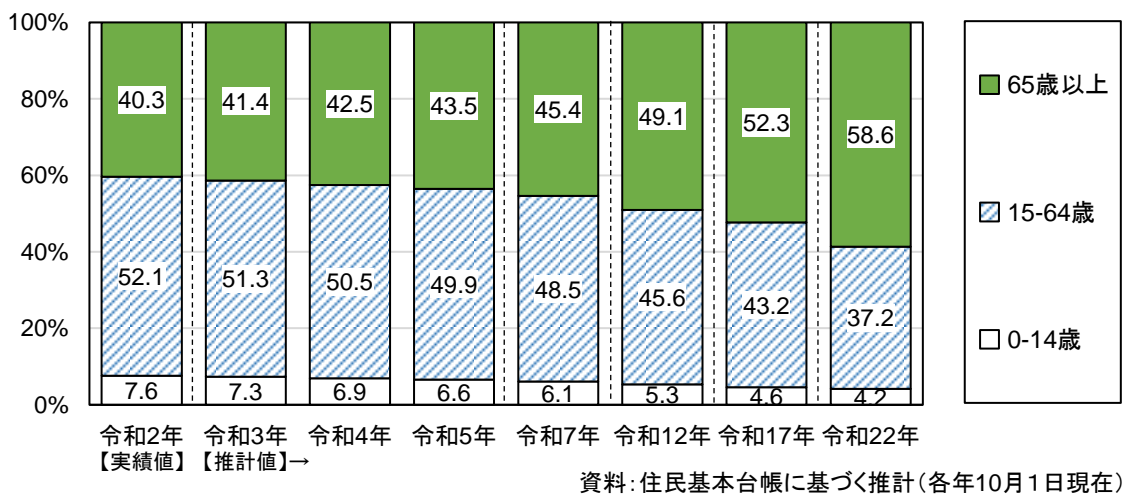
本町の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）により算出した推計人口をみると、本町の総人口は年々減少し、計画最終年の令和5年には6,289人となることを見込まれます。

65歳以上の高齢者人口は令和4年をピークに減少に転じますが、年少人口と生産年齢人口が一貫して減少することに伴い、高齢化率は増加を続け、令和5年には43.5%となり、令和17年には50%を超え、令和22（2040）年には58.6%に達する見通しです。

■長柄町の推計人口



■長柄町の推計人口（構成比）



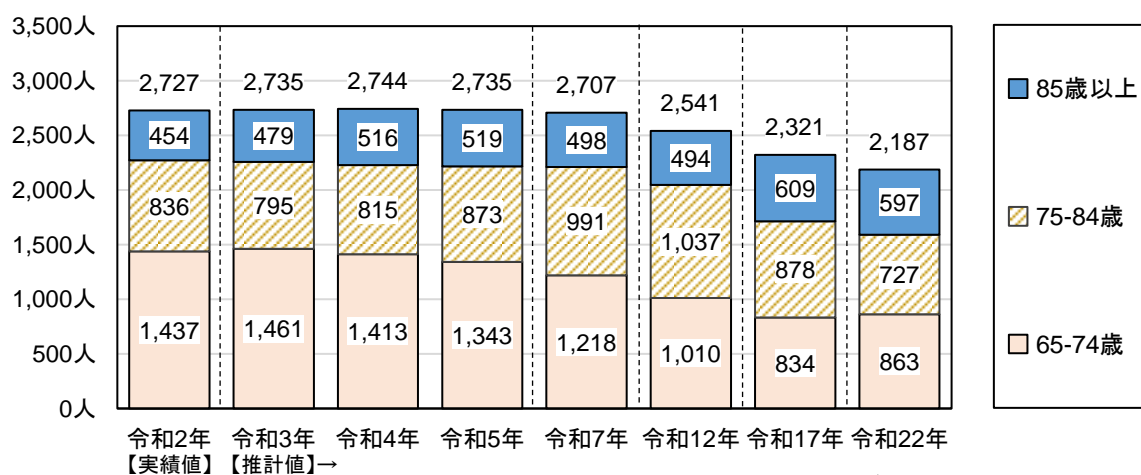
(2) 高齢者人口の推計

本町の高齢者人口の推計をみると、65～74歳の高齢者は減少を続け、令和17年に1,000人を下回ることが見込まれます。

一方、75～84歳の高齢者は令和12年にピークを迎え1,037人となり、構成比は全体の40.8%となることを見込まれます。

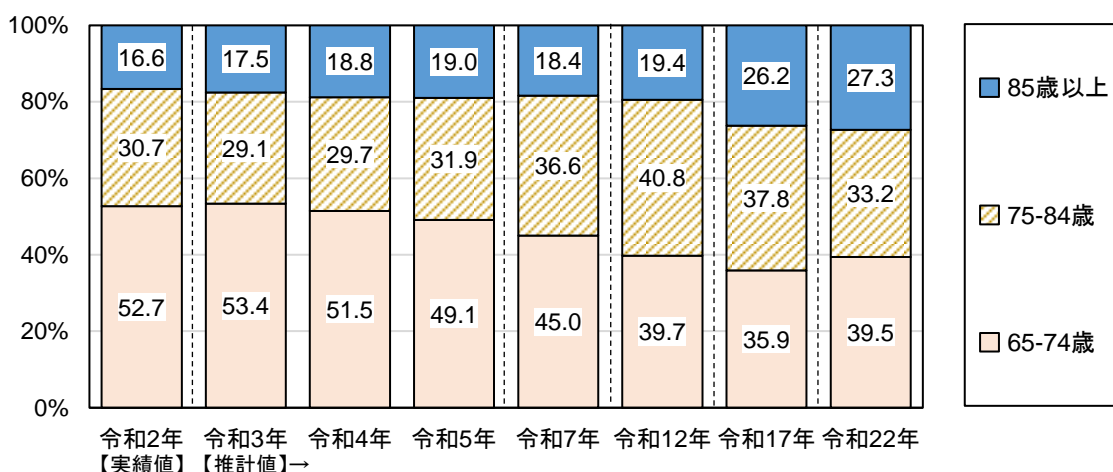
85歳以上の高齢者は増加傾向で推移し、令和17年にピークを迎え609人となり、構成比は全体の26.2%となることを見込まれます。

■長柄町の高齢者人口の推計



資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日現在）

■長柄町の高齢者人口の推計（構成比）



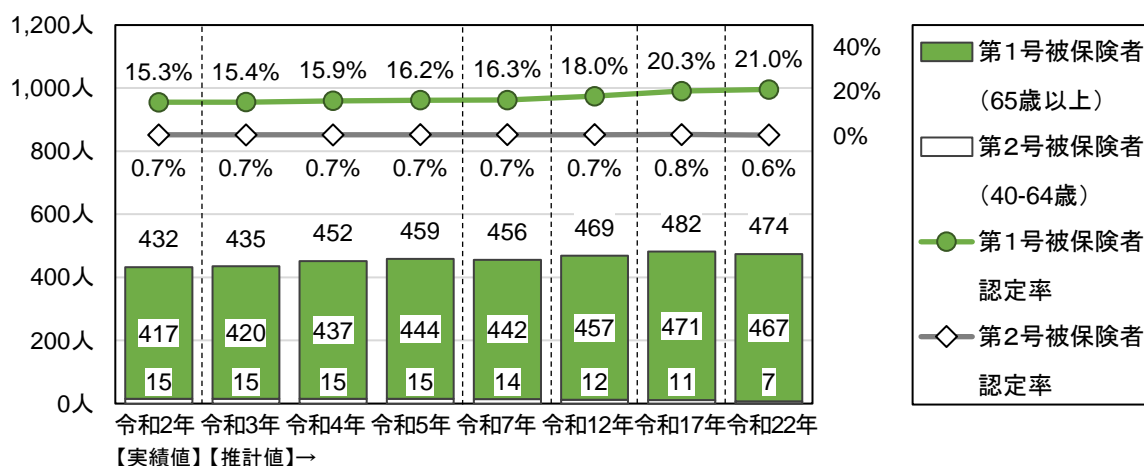
資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日現在）

(3) 要支援・要介護認定者の推計

本町の要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和5年には459人となり、ピークを迎える令和17年には482人となることが見込まれます。

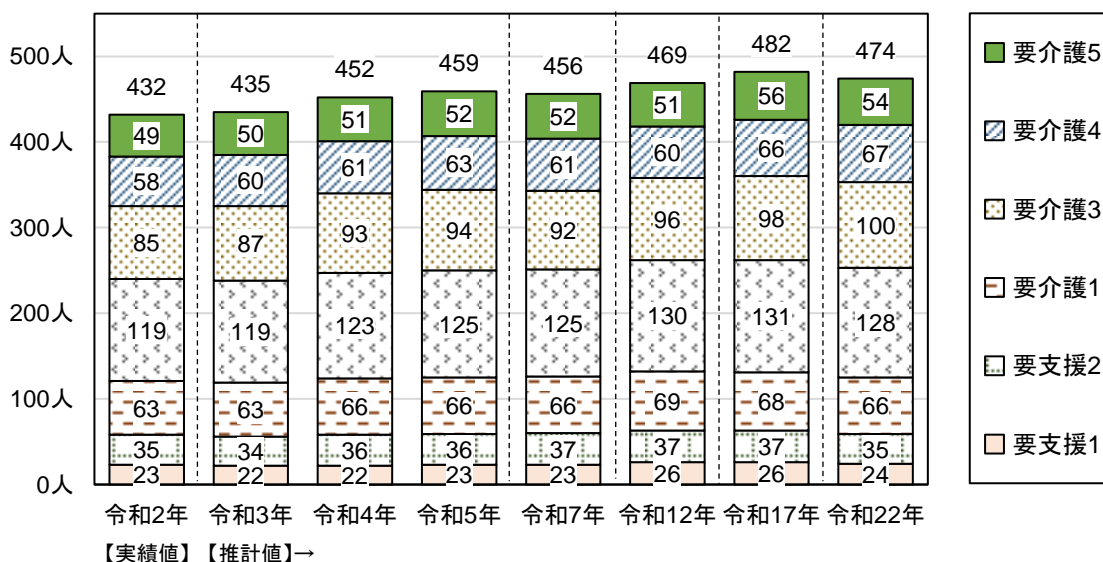
令和22(2040)年には、認定者数が減少に転じますが、団塊ジュニア世代が高齢者となり、要支援・要介護認定を持たない高齢者が増加することなどが背景として想定されます。

■長柄町の要支援・要介護認定者数の推計



資料: 地域包括ケア「見える化」システムによる推計(各年9月末現在)

■長柄町の要支援・要介護認定者数の推計 (要介護度別)

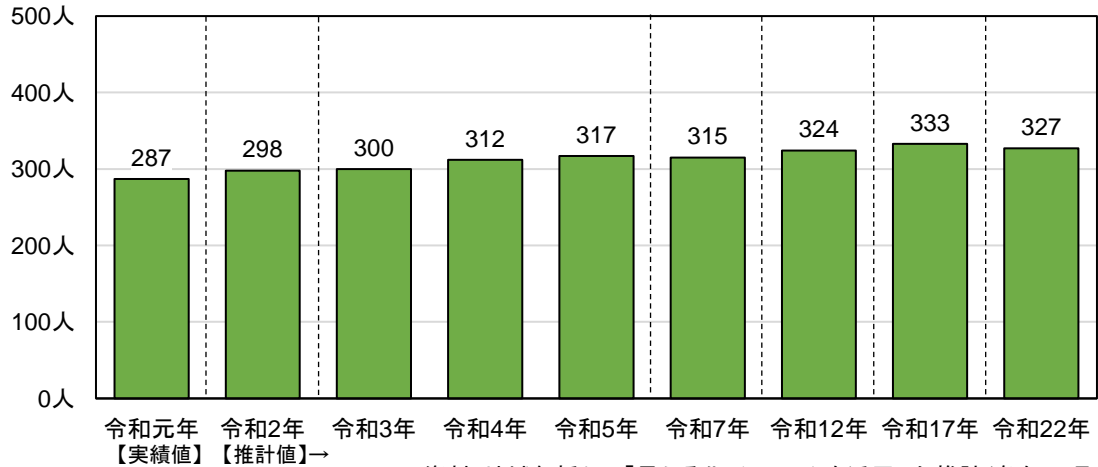


資料: 地域包括ケア「見える化」システムによる推計(各年9月末現在)

(4) 認知症高齢者の推計

本町の認知症高齢者の推計（要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者の割合を人口推計に乗じて算定）をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和5年に317人となり、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には327人となることが見込まれます。

■長柄町の認知症高齢者の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計（各年10月末）

5 日常生活圏域の設定

地域包括ケアの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位を「日常生活圏域」といいます。

また、地域における住民の生活を支える基盤は、保健・医療・福祉関係の施設だけでなく、住まいや公共施設、交通網、さらには地域資源を繋ぐ人的なネットワークが重要な要素となります。地域包括ケアを実現させるためには、これらが有機的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして機能することが重要です。

第7期計画までの「日常生活圏域」の設定にあたっては、町の面積や人口だけでなく、行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位など地域の特性を踏まえ、町全体を1つの「日常生活圏域」として設定していました。

本計画においても、同様に検討した結果、これまでの人口等の諸条件に大きな変化がないことから、町全体を1つの「日常生活圏域」として設定します。



第4章 高齢者の日常生活支援

1 健康づくりの促進と疾病予防

(1) 健康手帳

健康診査の記録、その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的として、40歳になる方とその他の希望される方に健康手帳を交付します。

また、健康手帳を活用し、健康向上に役立ててもらえるように、検診や事業の際に住民へ周知します。

■健康手帳の交付状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
交付者数（人）【40歳】		63	51	56	60	60	60

(2) 健康教育

生活習慣病の予防、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進に資することを目的として、40歳以上の方を対象に健康教育を実施します。

これまで特定健診結果説明会、男性の料理教室、骨粗しょう症予防教室、大腸がん検診結果説明会、ヘルスアップ教室（栄養・運動教室）を実施してきました。

各教室については、新規申込者を増やすために広報やホームページ等で、教室の周知を実施するとともに、参加者の需要に応じて内容を適宜検討し、健康教育の充実を図ります。

■集団健康教育の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数（回）		2	1	0	5	5	5
延べ参加者数（人）		82	41	0	150	150	150

(3) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として、40歳以上の方を対象に健康相談を実施します。

重点健康相談は、高脂血症、糖尿病、高血圧、骨粗しょう症等についての対応、総合健康相談は、健康診査の事後管理として実施します。また、必要時の相談体制を強化します。

■重点健康相談の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
開催回数（回）	9	9	6	10	10	10	
延べ参加者数（人）	78	70	60	70	70	70	

(4) 各種検診

早期発見により早期治療と病状の悪化防止に結びつけるため、各種検診を実施します。

適切な対象者の選定により効果的な事業実施を行うとともに、医療機関と連携しながら、検診後の事後指導の充実を図ります。

①骨粗しょう症検診

18歳以上35歳以下の女性、40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に骨密度測定を年1回実施します。特に、若年層への受診勧奨の徹底を図ります。

■骨粗しょう症検診の受診状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
受診者数（人）	110	74	114	120	120	120	

②肝炎ウイルス検診

B型及びC型肝炎ウイルス感染者の早期発見と早期治療により、肝硬変及び肝がんへの移行を阻止することを目的に、40歳以上の方で、過去に検査を受けたことがない方を対象に、年1回実施します。

受診者の増加へ向けて、対象者の明記方法を工夫し、継続した周知を図ります。

■肝炎ウイルス検診の受診状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
受診者数（人）	81	73	75	75	75	75	

③がん検診

30 歳以上の方を対象に肺がん検診を、40 歳以上の方を対象に胃がん・大腸がん検診を、50 歳以上の男性を対象に前立腺がん検診を、30 歳以上の女性を対象に乳がん検診（超音波・マンモグラフィ）を、20 歳以上の女性を対象に子宮頸がん検診を年 1 回実施します。

また、若年層への受診勧奨として、広報・ホームページ等で周知を行います。

■がん検診の受診状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
受診者数（人）肺がん検診		1,075	1,111	1,100	1,100	1,100	1,100
受診者数（人）胃がん検診		504	505	223	500	500	500
受診者数（人）大腸がん検診		993	945	926	900	900	900
受診者数（人）前立腺がん検診		436	442	440	440	440	440
受診者数（人）乳がん検診		665	684	670	680	680	680
受診者数（人）子宮頸がん検診		530	549	540	550	550	550

④喀痰検診

40 歳以上の方を対象に、結核・肺がんの早期発見・早期治療及び結核感染の防止を目的に、年 1 回実施します。

■喀痰検診の受診状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
受診者数（人）		53	30	50	50	50	50

⑤歯科検診

40 歳以上の方を対象に、口腔衛生の向上・口腔ケアを含めた総合的な生活習慣病対策を図る目的で、年 1 回、特定健診と同時に実施します。（令和 2 年度のみ感染症対策のため同時実施中止）

また、受診者の増加に向けて、広報・ホームページ等で周知を行います。

■歯科検診の受診状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
受診者数（人）		44	46	28	50	50	50

(5) 特定健康診査

①40歳から74歳の方

40歳から74歳の長柄町国民健康保険の被保険者の方に、特定健康診査を実施し、生活習慣改善が必要な方に特定保健指導を実施します。

また、未受診者への受診勧奨や、健診の結果要指導となった方への事後指導の取組を強化します。

■特定健康診査の受診状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
受診者数（人）		741	762	750	750	750	750

②75歳以上の方

後期高齢者の健康を保持・増進し、生活習慣病等の早期発見や介護予防につなげるため、原則75歳以上の方を対象に後期高齢者健康診査を実施します。

また、未受診者への受診勧奨や、健診の結果要指導となった方への事後指導の取組を強化します。

■後期高齢者健康診査の受診状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
受診者数（人）		367	392	400	405	410	415

(6) 特定保健指導

特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要がある40歳から74歳の方を対象に、生活習慣改善のための支援として特定保健指導を実施します。

また、重病化予防の観点から、適切に医療を受けつつ医療の効果を極大化するために、自己管理の重要性の浸透を図ります。

■特定保健指導の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
実施者数（人）		53	58	60	60	60	60

(7) 訪問指導

健康診査で要指導とされた方や何らかの支援が必要な方を対象に、訪問指導を実施し、健康や日常生活での問題改善を支援します。

■訪問指導の状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
実利用者数（人）		0	0	0	0	0	0
延べ利用者数（人）		0	0	0	0	0	0

(8) 歯科保健事業の推進

①「高齢者のよい歯のコンクール」事業

80歳以上で、自分の歯が20本以上ある方に、毎年、実施される「高齢者のよい歯のコンクール」への参加を推進し、生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、歯科疾患予防の正しい知識の普及啓発に取り組みます。

今後も広報やホームページにて周知を実施し、参加者を募ります。

■「高齢者のよい歯のコンクール」参加状況及び計画値

区分	年度	実績値			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
参加者数（人）		0	1	未実施	1	1	1

2 社会参加の促進

(1) 高齢者対象の通所サービス

通所することにより社会的な交流が広がり、心身機能の向上等が図られ、介護保険を利用することなく元気に暮らせるようサポートする事業です。

高齢者で介護保険を利用していない方を対象に、福祉センターにおいて社会福祉協議会が主体となり「長柄町ミニデイサービス事業」を行います。

また、参加する高齢者の興味、関心領域は多岐にわたっており、多様なニーズに応えていくため、すべての参加者に参加しやすいプログラムの開発を行います。

■ミニデイサービス事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数（回）		47	35	39	45	45	45
延べ参加者数（人）		551	387	407	550	550	550

(2) 生涯クラブ・高齢者の地域活動支援

町内の生涯クラブは、令和元年度末現在で8クラブが組織され、スポーツ大会、カラオケ大会、趣味の作品展など生きがいづくりや仲間づくりを目的としています。

身近な地域での河川清掃や神社、集会所の清掃をはじめとするボランティア活動に取り組んでいます。

人生100年時代を迎えた今日、生涯クラブ活動に対する社会的な期待はますます大きくなっており、生きがいづくりや仲間づくりを目的として様々な活動を展開し、健康増進、会員増強に努めます。

■生涯クラブの状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
生涯クラブ数（クラブ）		8	8	8	8	8	8
加入者数（人）		145	130	120	120	120	120

(3) 高齢者の就労促進

60歳以上の健康で働く意志をもった高齢者が、各人の希望、経験、能力に応じた就業を通じて、活力ある地域社会の発展に寄与することを目的として運営されているのが、社会福祉協議会にあるシルバー人材センターです。

現在、高齢化や会員数の減少により請負件数・請負金額が減少しており、定年後の再雇用制度の拡大の影響もあり、会員の確保が困難になっている状況です。

しかし、高齢者が「支え手」として地域で役割を持って社会参加することは、地域共生社会の実現に向けて、また、介護予防の側面からも重要であり、より一層の就労機会の確保が求められます。

そのため、事業の普及啓発を図り、住民の一層の理解と協力を得て、より安全で適正な就労を推進し、新しいニーズに応じていくためのさらなる整備を図ります。

■シルバー人材センターの状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
登録者数（人）		67	65	54	50	50	50
請負件数（件）		433	448	420	420	420	420
請負金額（円）		30,119	27,345	25,000	27,000	27,000	27,000

(4) ボランティア団体の活動支援

ボランティア活動については、令和元年度末現在で13団体のボランティアグループに442人が参加しており、社会福祉協議会内のボランティア連絡協議会を通じて各種活動を展開しています。また、平成24年度以降は、社会福祉協議会事業だけでなく、施設等でのボランティア活動にも参加しており、多方面へ活動範囲の広がりがみられます。

主な事業としては、一人暮らし高齢者や高齢者夫妻のみ世帯への給食サービス、環境美化、募金活動、友愛訪問、児童との交流、昔の遊びの伝承等です。

社会福祉協議会内のボランティア連絡協議会を通じて、活動を展開している各団体の支援を行います。

■ボランティア団体の状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
グループ数（グループ）		13	13	13	13	13	13
会員数（人）		508	442	440	440	440	440

3 高齢者福祉サービスの充実

(1) 給食サービス事業

一人暮らし高齢者世帯や、高齢者のみ世帯の方に対し、週1回ボランティアの方々が昼食を提供し、日常の食生活の改善及び家庭での安否の確認等を行います。

■給食サービス事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）		39	53	53	55	60	65
延べ利用回数（回）		1,347	1,444	1,590	1,650	1,800	1,950

(2) 生活管理指導員派遣事業（ホームヘルプサービス）

要介護認定において、自立（概ね要支援程度まで）と認定され、かつ社会対応が困難な高齢者に対し、ヘルパーを派遣し、日常生活に関する支援、指導及び家事に対する支援等を行います。

また、円滑な利用促進のために施設等との連携を図ります。

■生活管理指導員派遣事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）		0	1	0	1	1	1
延べ利用回数（回）		0	85	0	48	48	48

(3) 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

介護保険サービス適用外の高齢者を見守っている家族等が、冠婚葬祭等一時的に見守りができなくなった場合や、対象者本人の基本的な生活習慣の指導及び対人関係がうまくいかない等社会対応が困難な場合に、養護老人ホーム等施設を活用し、短期間宿泊させ、生活習慣の改善や指導、体調調整を図ります。

また、円滑な利用促進のために施設等との連携を図ります。

■生活管理指導短期宿泊事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）		0	0	0	1	1	1
延べ利用回数（回）		0	0	0	10	10	10

(4) 福祉有償運送事業

要介護認定者、身体障がい者、単独では公共交通機関を利用することが困難な人たちの行動範囲を広げ、地域で活動しやすくしていくために、社会福祉協議会で有償にて移送サービスを実施しています。

■福祉有償運送事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用件数（件）		104	94	98	100	100	100

(5) 高齢者等外出支援タクシー利用助成事業

タクシーを利用しなければ移動が困難な高齢者等を対象に、タクシー利用券（チケット）を交付し、料金の一部を助成します。

■高齢者等外出支援タクシー利用助成事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
登録者数（人）		156	209	275	325	375	425

(6) 家族介護支援事業

在宅の重度要介護高齢者等（要介護度4又は5相当に該当する高齢者）に対し、介護用品を給付し、日常生活に対する便宜を図ります。

■家族介護支援事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人）		20	24	24	30	30	30
延べ利用回数（回）		243	287	288	300	300	300

4 安全・安心の確保

(1) 緊急通報システムの設置

一人暮らしの高齢者に対し、緊急通報システム付電話を設置し、緊急時の対応や安否の確認等を図り、安全な日常生活の確保を支援します。

■緊急通報システムの設置状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
設置件数（件）	43	48	54	55	60	65	

(2) 救急医療情報キット配布事業

75歳以上で一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、緊急時に重要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。

また、民生委員やケアマネジャーと連携し、年に1回情報の更新を行います。

■救急医療情報キット配布事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
年度末登録者数（人）	—	100	120	125	130	135	

(3) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた地域の支え合いや感染防止対策、感染発症時の利用者のサービス確保や事業者間の連携支援体制等について、地域の実情に応じて検討していきます。

また、日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発や訓練の実施、感染症発生時に備えた必要な物資の確保等の事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等に努めます。

第5章 地域支援事業の推進

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

本町は、要支援者や事業の該当者、その他一般高齢者等を対象に、訪問型サービス及び通所型サービス、各種介護予防事業を実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」を第6期計画期間の平成27年度から導入しています。

要支援者等への訪問型サービス及び通所型サービスの提供を図るとともに、すべての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。

また、高齢者が日常的に介護予防に取り組めるよう、各種教室の開催とともに、住民主体の介護予防活動を展開します。

①訪問型サービス

要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある介護予防・生活支援サービス事業対象者に、訪問介護員や住民ボランティア等が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、生活機能に関する問題を総合的に把握して、必要な相談・指導など、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

予防給付相当サービスとともに、町独自のサービスも合わせて選択でき、支援を継続して受けられるように、また、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し支援に努めます。

■訪問型サービス【訪問介護相当】の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人／月）		7	6	8	10	11	13
延べ利用回数（回／月）		42	44	67	64	68	70

■訪問型サービス【訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）】の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人／月）		—	1	2	2	3	3
延べ利用回数（回／月）		—	8	12	12	18	18

②通所型サービス

要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある介護予防・生活支援サービス事業対象者に、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やデイサービスセンターなどに通って、入浴、排せつ等の介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。

要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、予防給付相当サービスの利用を継続して受けられるように努めます。

■通所型サービス【通所介護相当】の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用者数（人／月）		4	8	11	12	13	14
延べ利用回数（回／月）		25	44	56	56	60	62

③その他の生活支援サービス

「要支援」と「非該当（自立）」を行き来する高齢者等を対象に、利用者の状態や意向を踏まえて、介護予防と配食や見守りなどの生活支援サービスを総合的に提供するサービスです。

「長柄町生活支援協議会」による関係機関・団体等の連携とともに、生活支援コーディネーターの活動を通じて、自立後の介護予防と配食や見守りなどの生活支援サービスを総合的に提供する場の構築を図ります。

④介護予防支援事業（ケアマネジメント）

要介護状態にならないように、フォーマルサービスとインフォーマルサービスとを組み合わせ、居宅で自立した生活が営めるよう支援します。

■介護予防支援事業（ケアマネジメント）の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施状況（人／月）		7	10	13	16	18	20

（2）一般介護予防事業

すべての高齢者を対象に、できる限り介護状態にならずに、自らが望む生活を送り続けることができるよう、今後も本町の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進し、生活機能の維持・向上を図るための事業を展開します。

①介護予防事業対象者把握事業

介護予防事業の対象者の把握にあたっては、地域包括支援センターの窓口等での「25項目の基本チェックリスト」の実施のほか、民生委員等からの情報を活用しつつ、介護予防活動への参加が望ましいにもかかわらず、閉じこもり等で参加していない人を把握し、参加のメリットを分かりやすく説明しながら、参加を働きかけます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防の必要性・重要性を広く住民に周知し、住民の自主的な介護予防の取組に努めます。住民フォーラムでは、医療職や介護職等の講演会の開催を推進し、介護予防の普及啓発を図ります。

■介護予防普及啓発事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数（回）		—	1	中止	1	1	1

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止

③地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する地域の様々な活動、高齢者の自主的な活動などを担う、介護予防推進員等の地域活動組織を育成・支援します。

新たな介護予防推進員を育成するため、広報や自治会回覧等で呼びかけを実施します。

また、定期的なスキルアップ研修を取り入れ、活動支援していきます。

介護予防推進員が地域の集会所等で行う「介護予防出張教室」、「いきいきながら体操（おもりの体操）」では、自主的な活動が継続できるよう担い手側の支援や新規開催地区の立上げ支援等、地域包括支援センター職員と推進員の連携を図り、波及効果が得られるように実施します。

「元気はつらつ教室」や「いってんべ」では運動・認知・口腔機能の維持・向上を図ります。

■地域介護予防活動支援事業（介護予防推進員養成）の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数（回）		1	6	3	1	1	1
延べ参加者数（人）		1	7	3	5	5	5

■介護予防出張教室の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催地区数（地区）		11	15	14	14	14	15
開催回数（回）		132	120	100	150	168	180
延べ参加者数（人）		2,059	1,034	228	1,200	1,250	1,300

■おもりを使った体操教室の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催地区数（地区）		5	5	5	5	5	6
開催回数（回）		240	200	60	190	240	280
延べ参加者数（人）		1,608	1,458	226	1,400	1,500	1,550

■元気はつらつ教室の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数（回）		23	20	18	24	24	24
延べ参加者数（人）		482	415	270	360	480	480

■いってんべの実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数（回）		10	8	中止	10	11	11
延べ参加者数（人）		140	101	中止	150	165	165

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止

◎健康ポイント事業

健康について考え、ウォーキングや各介護予防教室に参加することで、ポイントを貯め、楽しく健康づくりに取り組むことを目的に実施します。また、健康ポイント事業の普及啓発として、ポスター提示や広報等で呼びかけます。

■健康ポイント事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
参加者数（人）		235	289	280	290	310	330

長柄町

いきいきながら体操・スマイルながら出張教室

現在、19地区
開催中

開催場所マップ



④一般介護予防事業評価事業

介護予防事業について、その達成状況を検証し、事業評価を実施します。経年的に調査する事で認知症リスク割合や介護者の抱える不安や就労状況などの課題を抽出するとともに、そのデータを活用し、認知症施策や家族介護者支援の充実を図ります。

事業評価は各年度の終了後に、事業プロセスの評価を中心に、事業の実施方法、住民への周知方法などについて評価を実施します。

なお、分析にあたっては、「健康とくらしの調査」等を活用するとともに、個人情報の取扱いに配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備に努めます。

■健康とくらしの調査の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
回収数（件）		1,681	1,508	1,504	2,370	2,390	2,400

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

年齢や心身の状況等によって分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを目的に、理学療法士や作業療法士を講師として招き、事業を実施します。

リハビリテーションは、心身機能や生活機能の向上のみではなく、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すために重要であり、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の充実に努めます。

■地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催地区（地区）		—	5	中止	5	5	6
参加者数（人）		—	48	中止	50	55	60

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営

本町では、町直営で平成20年1月に地域包括支援センターを立ち上げ、同年4月より指定居宅介護支援事業所としての業務を開始しました。

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等により高齢者の保健・医療・福祉・介護などの各種サービス相談を行うほか、要介護状態が軽度の高齢者や要支援、要介護状態になるおそれのある方に必要なサービスが受けられるよう介護予防ケアプラン作成を行うなど、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関です。

地域包括支援センターの主な業務内容

- ①介護予防支援事業
- ②総合相談支援業務
- ③権利擁護業務
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ⑤地域ケア会議の充実



関係機関との連携のもと、高齢者等が要支援及び要介護状態となることを防ぐため、地域支援事業の対象者となる介護予防事業対象者等の把握や各サービスの調整等を行い、適正なマネジメントを実施します。

また、地域包括支援センターの公正・中立性の確保、センターの円滑かつ適正な運営を図るため、介護保険運営協議会を適宜開催します。

なお、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの拠点として、その機能強化にあたり、国から示される評価指標に基づき、業務の実施状況や量等の程度を町が把握し、評価・点検を実施します。

①介護予防支援事業

要支援1・2の方に対するケアプランを作成します。

■介護予防支援事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
作成件数（件）	13	13	17	18	20	22	

②総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるよう、高齢者やその家族からの相談を受け、関係機関と連携して必要な支援を行います。

地域において支援を必要とする高齢者を早期に発見し、早期対応を行うために、実態把握のための訪問を行います。

増加が見込まれる一人暮らし高齢者については、介護予防の観点からもその孤立を防ぐために、民生委員等と協力した見守りを実施します。

③権利擁護業務

地域の民生委員、ケアマネジャー等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、成年後見制度の利用促進、高齢者虐待への早期対応、困難事例への対応等、専門的・継続的な視点から、権利擁護に関する支援を行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域のケアマネジャーの支援を行います。対応困難なケースについて適切なアドバイスをしたり、ケアプラン作成技術の指導、専門的な見地からの個別指導・相談への対応を行います。

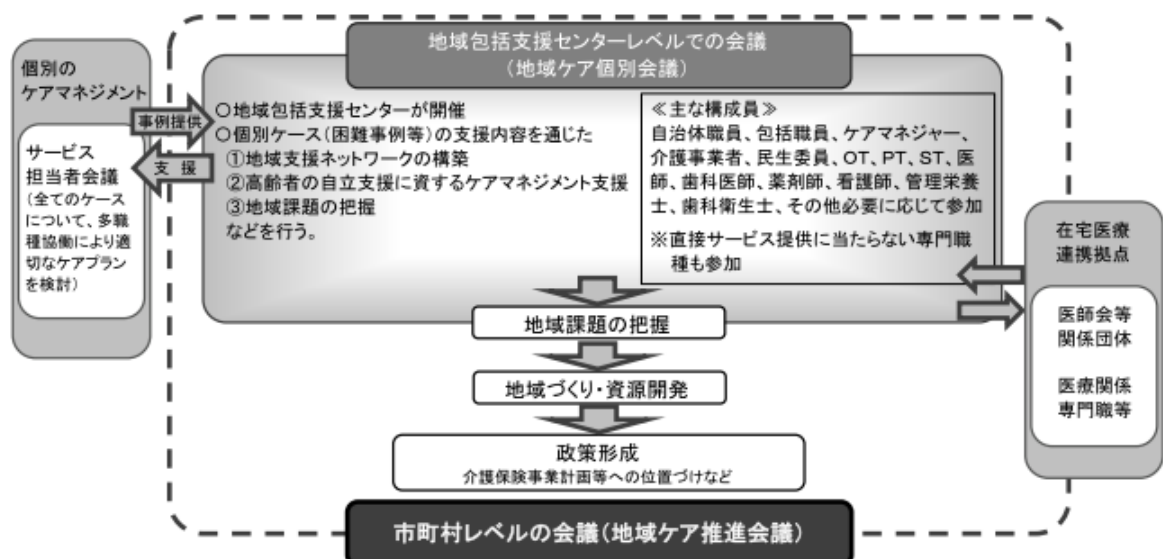
また、ケアマネ事業者協議会に出席し、顔の見える関係作りに努めます。

⑤地域ケア会議の充実

地域ケア会議において、個別事例の検討を通じて多職種協働によるマネジメント支援を行うとともに、地域の共通課題を関係者で共有します。

また、生活支援協議会と共に地域の課題を考え、住民が安心して地域で暮らしていけるように協議します。

■地域ケア会議による課題共有・事例検討等

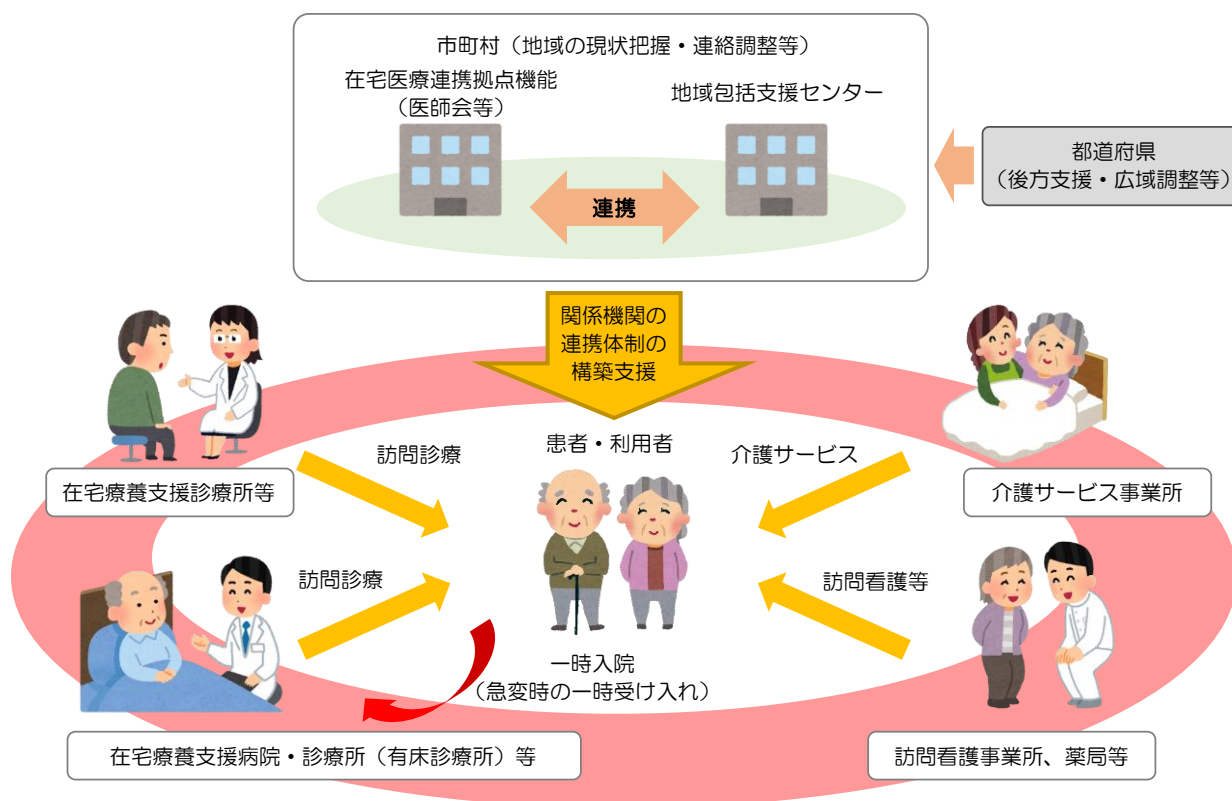


(2) 在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

そこで、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、県や保健所の支援のもと、町が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。

■在宅医療・介護連携の体制イメージ



①地域の医療・介護サービス資源の把握

在宅医療・介護連携推進事業の一つとして、長生郡市内の医療機関や介護関係機関の情報の周知に努めます。

②在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議

圏域の他市町村との連携会議を開催し、課題の抽出と対応策の検討を行います。

③在宅医療・介護連携に関する相談の受付等

地域包括支援センターと医療機関が連携し、相談対応を図ります。

④在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援

地域生活連携シート等を活用し、情報の共有化を図ります。

⑤在宅医療・介護関係者の研修

圏域の他市町村との連携会議を通じて、研修会の開催を図ります。

⑥24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

医療機関と介護事業所の連携を通じて、在宅療養者やその家族からの連絡を24時間受けられ、訪問診療や介護サービス等を提供できる体制整備に努めます。

⑦地域住民への普及啓発

在宅療養や在宅での看取りに関して、パンフレットの配布や講演会の開催等を検討し、住民への普及啓発に努めます。

⑧二次医療圏内・関係市町村の連携

圏域の他市町村との連携会議を通じて、連携強化を図ります。

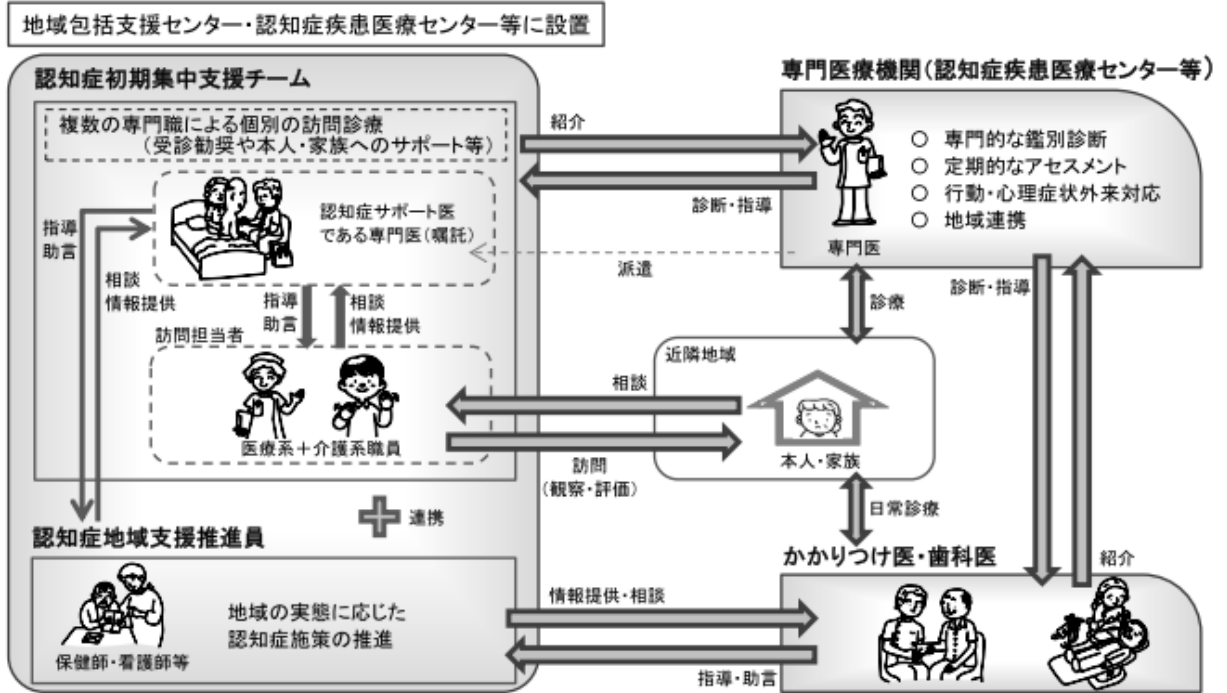
(3) 認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」では、認知症施策において、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見を踏まえ、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要であるとされています。

なお、「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味で、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味で用いられています。

認知症高齢者等にやさしい地域づくりを展開していくため、こうした認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえ、認知症による徘徊・行方不明の早期発見、対応等ができる仕組みづくり等に努め、在宅生活の継続を目指します。

■総合的な認知症施策の推進体制



◀ 認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ ▶

- ①訪問支援対象者の把握、②情報収集(本人の生活情報や家族の状況など)、③観察・評価(認知機能、生活機能、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子のチェック)、④初回訪問時の支援(認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート)、⑤専門医を含めたチーム員会議の開催(観察・評価内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討)、⑥初期集中支援の実施(専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など)、⑦引き継ぎ後のモニタリング

①相談体制の充実

認知症初期集中支援チームを設置し、認知症地域支援推進員や認知症コーディネーターの養成を進めることで、身近な相談窓口となる、地域包括支援センターの充実を図り、認知症高齢者やその家族のサポート強化に努めます。

また、認知症サポート医に認知症に関しての相談や報告を実施するとともに、ケースによって認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、認知症の早期発見・早期治療に繋がります。

②認知症カフェ

町内の介護事業所へ委託し、認知症カフェを開設します。認知症の方やその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを促進し、家族の介護負担軽減を図ります。

なお、本町では、平成30年度より開始し、独居高齢者や認知症の方とその家族が専門職等に気軽に相談できる体制を整備しており、新規参加者の拡大や開催場所の増設について検討していきます。

■認知症カフェの実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催か所数（か所）		1	1	1	1	1	2
延べ参加者数（人）		70	131	123	130	150	150

③認知症予防の推進

認知症予防に関する知識の普及と意識啓発に向けた広報の充実を図ります。

また、認知症ケアパスの作成と広報・周知を実施します。

④認知症サポーター養成講座と活動促進

認知症の方が、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する認知症サポーターを養成します。

また、認知症サポーターの活動として、介護予防教室やオレンジカフェ等への参加を促進します。

町内企業や役場職員に向けた講座の開催について検討していきます。

■認知症サポーター養成講座の実施状況及び計画値

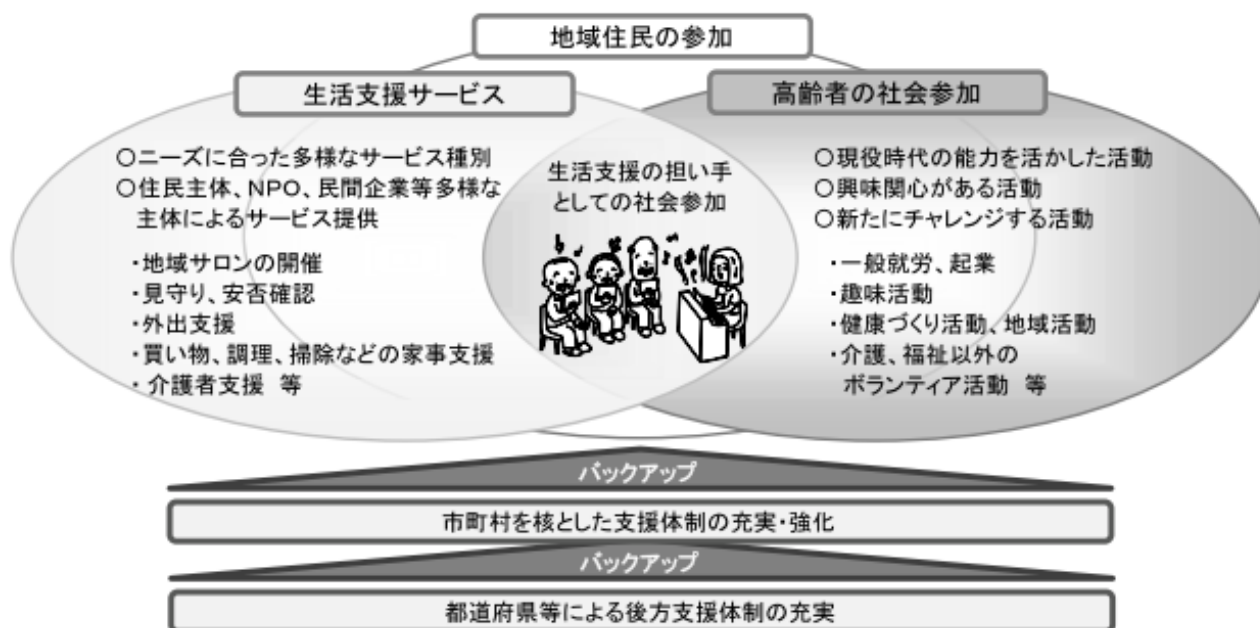
区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数（回）		4	7	4	5	5	5
参加者数（人）		97	150	67	80	100	100

(4) 生活支援サービスの体制整備

単身世帯等が増加し、生活支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが求められています。

本町では、「長柄町生活支援協議会」を設置し、関係機関・団体等の連携を図っており、今後も多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを図ります。

■生活支援サービスの体制イメージ



①生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは多様な主体による生活支援サービスの充実に向け、ボランティア育成をはじめとした地域資源の開発や発掘、関係者間のネットワーク構築、ニーズとサービスのマッチングなどの役割を担います。

■生活支援コーディネーターの配置状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
配置人数（人）		2	2	2	2	2	2

②生活支援ボランティアの養成

要支援者・事業対象者への家事援助を行う「訪問型サービスA」や、独居や高齢夫婦世帯、障がい者等を対象とした住民互助の「おたすけ隊」（介護保険外サービス）等のボランティア活動ができる人材を養成します。

■生活支援ボランティアの養成状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
養成人数（人）		—	26	10	10	10	10

③生活支援協議会

長柄町生活支援協議会では、生活支援サービス等の体制整備を目的に、地域の医療・福祉関係者が町の実情や町民ニーズ等を情報共有し、課題解決に向けた連携・協働を図ります。

そして、生活支援体制整備に係る企画・立案・方針策定を行い、生活支援コーディネーターを組織的に補完します。

■委員所属団体構成

○生活支援コーディネーター	○社会福祉協議会
○民生委員児童委員協議会	○町内医療機関・介護事業所
○生涯クラブ連合会	○町職員
○ボランティア連絡協議会	○地域包括支援センター
○介護予防推進会	○その他
○シルバー人材センター	

3 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、家族介護者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

①家族介護慰労事業

在宅の重度要介護高齢者等を介護している家族（ただし、要介護度4又は5相当に該当する高齢者を介護している家族で、かつ町民税非課税世帯に該当）に対し、慰労金を支給し、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

■家族介護慰労事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
支給件数（件）		0	0	0	1	1	1

②成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者等に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成、適切な制度利用のための周知等を行い、成年後見制度利用促進を図ります。

■成年後見制度利用支援事業（町長申立て）の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用件数（件）		0	0	1	1	1	1

③福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び作成した場合の経費の助成を行います。

■福祉用具・住宅改修支援事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用件数（件）		0	0	0	1	1	1

④介護給付費等適正化事業

介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

そこで、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とするサービスを、事業者がルールに従って適正に提供するように促すことで、(1)要介護認定の適正化、(2)ケアプランの点検、(3)住宅改修等の点検、(4)縦覧点検・医療情報との突合、(5)介護給付費通知を図ります。

4 介護給付等の適正化への取組及び目標設定

介護保険サービスの受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すとともに、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度の構築に資する取組を実施します。

また、第8期計画からの調整交付金の算定にあたっては、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知といったいわゆる主要5事業の取組状況を勘案することとされており、主要5事業における目標設定を行い、介護給付の適正化に向けた取組を推進します。

(1) 実施する事業等

介護給付等の適正化への取組として、次の事業等を実施します。

事業等	今後の方針
要介護認定の適正化	要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、訪問又は書面等の審査を通じて点検します。
ケアプランの点検	居宅介護支援事業者の指定権限の保険者（町）への委譲を踏まえ、ケアマネジャーによる自己チェック及び町による評価を実施します。
住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入費・貸与調査）	必要に応じて、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職種等の協力を得て、点検を推進するほか、福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。
縦覧点検・医療情報との突合	国保連に対して、事業者への照会・確認から過誤申立書の作成・過誤処理までを委託し、実施します。
介護給付費通知	本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知し、介護サービスに係る費用負担の意識を高めます。

(2) 目標設定

介護給付等の適正化への取組として、次の事業等を実施します。

事業等	第8期計画の目標
要介護認定の適正化	認定調査結果の点検実施
ケアプランの点検	介護支援専門員1名につき1件の点検実施
住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入費・貸与調査）	支給限度基準額を超えるものの点検実施
縦覧点検・医療情報との突合	国保連に委託し、点検・突合実施
介護給付費通知	年4回実施

5 自立支援・重度化防止等の取組及び目標設定

高齢者一人ひとりがその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、重度化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが極めて重要です。

本町は、今後も高齢者一人ひとりが生き生きと暮らしていけるよう、自立生活への支援及び介護予防等の取組及び目標を次のとおり設定します。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

■地域介護予防活動支援事業（介護予防推進員養成）の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数（回）		1	6	3	1	1	1
延べ参加者数（人）		1	7	3	5	5	5

■介護予防出張教室の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催地区数（地区）		11	15	14	14	14	15
開催回数（回）		132	120	100	150	168	180
延べ参加者数（人）		2,059	1,034	228	1,200	1,250	1,300

■おもりを使った体操教室の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催地区数（地区）		5	5	5	5	5	6
開催回数（回）		240	200	60	190	240	280
延べ参加者数（人）		1,608	1,458	226	1,400	1,500	1,550

■元気はつらつ教室の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数（回）		23	20	18	24	24	24
延べ参加者数（人）		482	415	270	360	480	480

■健康ポイント事業の実施状況及び計画値

区分	年度	実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
参加者数（人）		235	289	280	290	310	330

（2）生涯活躍のまち（長柄版CCRC）推進事業の推進

自然が豊かで医療機関も充実している本町は、高齢者が安心して生涯を暮らせる環境にあることから、長柄版CCRCを推進します。

また、元気な高齢者が活躍できる場所を提供し、町の活性化を図ります。

第6章 介護給付事業の充実

1 居宅サービスの現状と今後の見込み

居宅サービスは、在宅の利用者に対して提供するサービスで、利用者宅への訪問、施設への通い、短期入所といった形態があります。

介護保険制度では、自立支援の観点から居宅における生活を継続するための居宅サービスを重視しており、高齢者が住み慣れた自宅で自分らしく生活していけるよう、サービスを充実していくことが求められます。

利用見込みにあたっては、サービス利用の実績及びサービス基盤の状況、在宅医療からの追加的需要への対応分等を勘案し、本計画期間における居宅サービスの利用者数を見込みました。

(1) 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他日常生活上の援助を行うサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		74	82	86	92	94	96	92	97
	回/月		2,257	2,375	2,763	2,853	2,901	2,941	2,726	2,914

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

居宅での入浴が困難な要介護者等の居宅を巡回入浴車などで訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		15	16	16	16	16	16	14	16
	回/月		73	76	68	81	81	81	72	81
予防給付	人/月		0	0	0	0	0	0	0	0
	回/月		0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の判断に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		13	18	19	22	23	24	24	25
	回/月		123	217	213	263	272	282	282	309
予防給付	人/月		2	2	0	2	2	2	3	2
	回/月		17	17	0	17	17	17	26	17

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士等が要介護者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを行うサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		15	19	18	18	18	18	17	19
	回/月		148	179	205	206	206	206	193	215
予防給付	人/月		2	1	1	1	1	1	1	1
	回/月		16	8	11	11	11	11	11	11

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		31	38	41	43	44	45	41	45
予防給付	人/月		1	1	1	1	1	1	1	1

(6) 通所介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）やデイサービスセンター等に通って、入浴、排せつなどの介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		107	94	92	92	92	92	88	93
	回/月		1,023	927	987	1,002	1,002	1,002	957	920

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等に通って、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		49	50	51	52	53	54	52	55
	回/月		377	363	373	392	398	412	393	392
予防給付	人/月		5	5	5	5	5	5	5	5

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		23	19	16	16	16	16	15	16
	日/月		325	208	217	246	246	246	231	258
予防給付	人/月		0	0	0	1	1	1	1	1
	日/月		0	0	0	2	2	2	2	2

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		6	6	4	6	6	6	5	6
	日/月		64	57	34	59	59	59	48	57
予防給付	人/月		0	0	0	0	0	0	0	0
	日/月		0	0	0	0	0	0	0	0

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活を送る上で必要とする、車イスや特殊ベッドなどの用具を貸与するサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		148	153	156	159	160	161	155	164
予防給付	人/月		5	7	10	11	12	13	13	12

(11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽など貸与になじまない排せつや入浴に使用する特定福祉用具を購入した場合の費用（10万円を限度）について、負担割合（所得に応じて1～3割）に応じて支給するサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		3	3	2	3	3	3	3	3
予防給付	人/月		1	0	1	1	1	1	1	1

(12) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

手すりの取付け、段差の解消などの住宅改修を行った場合の費用（20万円を限度）について、負担割合（所得に応じて1～3割）に応じて支給するサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		2	1	3	3	3	3	3	3
予防給付	人/月		0	0	0	1	1	1	1	1

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等の特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

区分		年度		実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22		
介護給付	人/月	6	6	7	7	7	7	7	7		
予防給付	人/月	1	1	0	1	1	1	1	1		

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅サービスや地域密着型サービス（施設・居住系サービスを除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。

区分		年度		実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22		
介護給付	人/月	237	231	220	222	226	230	222	234		
予防給付	人/月	11	13	16	17	18	19	19	19		

2 地域密着型サービスの現状と今後の見込み

地域密着型サービスは、介護が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。このサービスは、町がサービス事業者を指定し、原則として町民のみが利用できるものです。

特別な事情がある場合は、事業所所在地の市町村長の同意が得られた時に限り、例外として町民以外の利用が可能となっており、本町において利用実績がある地域密着型サービスは、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型通所介護」となります。

今後は、利用者ニーズの把握に努めるとともに、近隣市町等との連携を図り、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

利用見込みにあたっては、サービス利用の実績及びサービス基盤の状況等を勘案し、本計画期間における地域密着型サービスの利用者数を見込みました。

(1) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		7	7	5	6	7	8	8	8
予防給付	人/月		0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 地域密着型通所介護

比較的小規模なデイサービスセンター等（定員18人以下）に通って、入浴、排せつなどの介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。

区分		年度	実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月		15	12	7	9	9	9	9	9
	回/月		118	128	119	128	128	128	128	125

3 施設サービスの現状と今後の見込み

施設サービスは、在宅生活が困難な高齢者が介護保険施設に入所し、日常生活の支援を受けるサービスです。

利用見込みにあたっては、サービス利用の実績及びサービス基盤の状況、介護離職ゼロ及び在宅医療からの追加的需要への対応分等を勘案し、本計画期間における施設サービスの利用者数を見込みました。

(1) 介護老人福祉施設

居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けられます。

区分		実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月	35	45	50	55	60	68	73	78

(2) 介護老人保健施設

症状が安定した状態の要介護者が、在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他日常生活上の世話などを受けられます。

区分		実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月	32	29	30	31	32	33	34	35

(3) 介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設サービスです。

本計画期間中の町内への新規整備の予定はありません。

区分		実績値（令和2は見込値）			計画値			中長期	
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和7	令和22
介護給付	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 介護療養型医療施設

長期間にわたる療養が必要な要介護者が介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他必要な医療などを受けられます。

国の医療構造改革の一環としての療養病床再編成により、介護療養病床への介護保険の適用は平成29年度末までとなっていました。令和5年度末までに延長されています。

区分		実績値（令和2は見込値）			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
介護給付	人／月	1	0	0	0	0	0

4 サービス別給付費の見込み

(1) 介護給付

■介護給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス			
訪問介護	97,794	99,474	100,784
訪問入浴介護	12,208	12,215	12,215
訪問看護	15,192	15,638	16,076
訪問リハビリテーション	7,300	7,304	7,304
居宅療養管理指導	5,233	5,343	5,451
通所介護	97,079	97,133	97,133
通所リハビリテーション	39,790	40,012	41,594
短期入所生活介護	25,303	25,317	25,317
短期入所療養介護	8,928	8,933	8,933
福祉用具貸与	28,443	28,224	28,038
特定福祉用具購入費	867	867	867
住宅改修費	3,175	3,175	3,175
特定施設入居者生活介護	19,749	19,760	19,760
地域密着型サービス			
認知症対応型共同生活介護	18,586	21,612	24,610
地域密着型通所介護	14,259	14,267	14,267
施設サービス			
介護老人福祉施設	164,436	179,321	202,640
介護老人保健施設	105,296	108,705	111,840
介護医療院	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0
居宅介護支援			
居宅介護支援	37,565	38,187	38,668
介護給付費計（I）	701,203	725,487	758,672

※端数処理の関係で合計があわないことがあります。以降同じ。

(2) 予防給付

■ 予防給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	789	790	790
介護予防訪問リハビリテーション	371	371	371
介護予防居宅療養管理指導	74	74	74
介護予防通所リハビリテーション	2,013	2,015	2,015
介護予防短期入所生活介護	119	119	119
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	712	778	843
特定介護予防福祉用具購入費	266	266	266
介護予防住宅改修費	463	463	463
介護予防特定施設入居者生活介護	1,129	1,130	1,130
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援			
介護予防支援	930	986	1,039
予防給付費計(Ⅱ)	6,866	6,992	7,110

(3) 総給付費

■ 総給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費【(Ⅰ) + (Ⅱ)】	708,069	732,479	765,782
介護給付費計(Ⅰ)	701,203	725,487	758,672
予防給付費計(Ⅱ)	6,866	6,992	7,110

5 介護保険料の算定

(1) 標準給付費見込額

本計画期間における各年度の標準給付費は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ23億円となります。

■標準給付費

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費 (a)	708,069	732,479	765,782	2,206,330
特定入所者介護サービス費等給付費 (b)	20,334	19,391	19,691	59,416
高額介護サービス費等給付費 (c)	13,283	13,717	13,929	40,930
高額医療合算介護サービス費等給付費 (d)	86	89	90	265
算定対象審査支払手数料 (e)	565	581	593	1,738
標準給付費見込額 (a+b+c+d+e)	742,337	766,256	800,086	2,308,679

(2) 地域支援事業費

本計画期間における各年度の地域支援事業費は次のとおりです。3年間の合計額では、およそ1億円となります。

■地域支援事業費

単位：千円

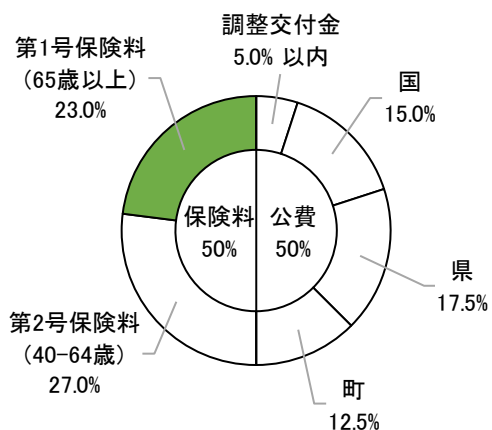
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費 (a)	14,894	15,511	16,202	46,607
包括的支援事業・任意事業費 (b)	18,908	18,908	18,908	56,724
地域支援事業費 (a+b)	33,802	34,419	35,110	103,331

(3) 第1号被保険者の保険料基準額

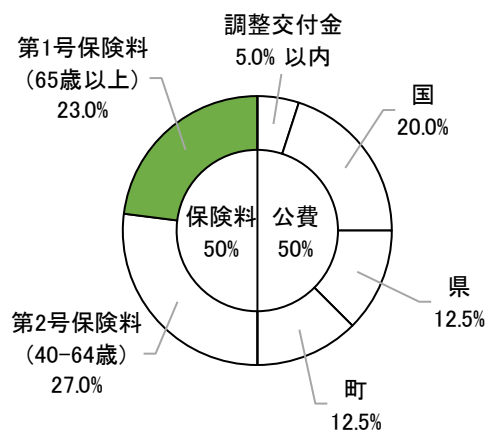
介護保険事業に係る費用は、利用者負担（1～3割）を除いた給付費について、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。

また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

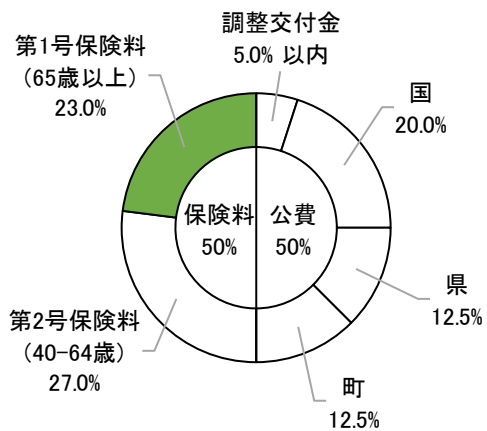
■介護給付費【施設分】



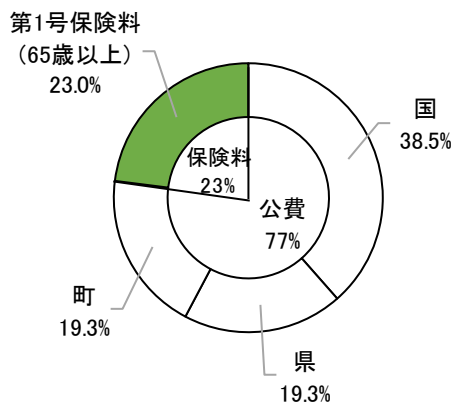
■介護給付費【その他】



■地域支援事業【介護予防・日常生活支援総合事業】



■地域支援事業【包括的支援事業・任意事業】



第1号被保険者保険料は、3年間に必要となる費用合計額の23.0%で、この額に調整交付金等を加味し、保険料収納必要額を算出します。

この保険料収納必要額を、予定収納率（98.0%を想定）で除して、さらに計画期間中の所得段階別加入割合補正後の被保険者数で除して、12か月で割ると介護保険料基準月額が算出されます。

本計画期間における第1号被保険者の保険料基準額は、下表のとおり月額5,300円と算定されます。

区分	金額
保険料収納必要額（a） （保険料率23%、調整交付金見込額等の調整後）	569,390,513円
準備基金の残高（前年度末の見込額）	87,140,989円
準備基金取崩額（b）	45,860,000円
準備基金取崩額充当後必要額（c = a - b）	523,530,513円
保険料収納率98.0%を勘案（d = c ÷ 98.0%）	534,214,809円
所得段階別加入割合補正後被保険者数で按分（e = d ÷ 8,400）	63,600円
【保険料基準額（月額）】（e ÷ 12）	5,300円

(4) 所得段階別保険料

各所得段階別の保険料は次のとおりです。

■所得段階別保険料

所得段階	対象者	負担割合	年額（円）
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下	基準額 ×0.50	31,800
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	基準額 ×0.75	47,700
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超	基準額 ×0.75	47,700
第4段階	本人が住民税非課税者（世帯に課税者がいる）で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下	基準額 ×0.90	57,300
第5段階	本人が住民税非課税者（世帯に課税者がいる）で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超	基準額 ×1.00	63,600
第6段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	76,400
第7段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	82,700
第8段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	95,400
第9段階	本人が住民税課税者で本人の前年の合計所得金額が320万円以上	基準額 ×1.70	108,200

(5) 将来的な保険料水準等の想定

中長期的な視点に立ち、介護需要のピークと考えられる令和7（2025）年度のサービスごとの給付費及び保険料水準は、次のとおり推計されます。

ただし、本計画策定時の推計値であり、今後の高齢化等の状況を勘案し、第9期計画策定までの間に再度推計を行うものとします。

■令和7（2025）年度の給付費及び保険料水準

単位：千円

	介護給付	予防給付
居宅サービス		
訪問介護	93,114	—
訪問入浴介護	10,827	0
訪問看護	16,076	1,184
訪問リハビリテーション	6,846	371
居宅療養管理指導	4,978	74
通所介護	91,823	—
通所リハビリテーション	39,199	2,015
短期入所生活介護	23,715	119
短期入所療養介護	7,183	0
福祉用具貸与	26,532	843
特定福祉用具購入費	867	266
住宅改修費	3,175	463
特定施設入居者生活介護	19,760	1,130
地域密着型サービス		
認知症対応型共同生活介護	24,610	0
地域密着型通所介護	14,267	—
施設サービス		
介護老人福祉施設	217,434	—
介護老人保健施設	114,997	—
介護医療院	0	—
居宅介護支援		
居宅介護支援	37,090	1,039
合計	752,493	7,504
総給付費		759,997
地域支援事業費		36,359
保険料月額		約 6,400 円

令和 22（2040）年度のサービスごとの給付費及び保険料水準は、次のとおり推計されま
す。

令和 7（2025）年度の推計と同様に、本計画策定時の推計値であり、今後の高齢化等の状
況を勘案し、再度推計を行うものとします。

■令和 22（2040）年度の給付費及び保険料水準

単位：千円

	介護給付	予防給付
居宅サービス		
訪問介護	99,713	—
訪問入浴介護	12,215	0
訪問看護	17,851	790
訪問リハビリテーション	7,630	371
居宅療養管理指導	5,454	74
通所介護	88,413	—
通所リハビリテーション	39,501	2,015
短期入所生活介護	26,376	119
短期入所療養介護	8,705	0
福祉用具貸与	28,522	778
特定福祉用具購入費	867	266
住宅改修費	3,175	463
特定施設入居者生活介護	19,760	1,130
地域密着型サービス		
認知症対応型共同生活介護	24,610	—
地域密着型通所介護	13,841	—
施設サービス		
介護老人福祉施設	232,769	—
介護老人保健施設	118,348	—
介護医療院	0	—
居宅介護支援		
居宅介護支援	39,274	1,039
合計	787,024	7,045
総給付費		794,069
地域支援事業費		32,607
保険料月額		約 8,000 円

第7章 計画の推進体制

1 介護保険サービスの円滑な利用と提供に向けて

(1) 総合的な相談支援体制の確立

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の3職種を配置しており、総合的な相談・支援を行い、要介護状態になる前からの一貫したケアマネジメントを行っています。

今後は、さらに介護予防推進員や介護予防サポーターを養成、また、認知症地域支援推進員や認知症コーディネーター、認知症サポーターを養成することで、広く情報を把握できる場を作るほか、一人暮らし高齢者等の増加を踏まえつつ、民生委員やボランティア団体等と連携を深め、身近で気軽に相談のできる体制を構築します。

(2) 公平・公正な要介護認定

介護保険のサービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要があり、この要介護認定が公平・公正に行われることで、介護保険への信頼も高くなります。

介護給付費等適正化事業を通じて、要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、訪問又は書面等の審査を通じて点検し、公平・公正な要介護認定の実施に努めます。

(3) 適切な介護サービス計画（ケアプラン）作成

介護給付（要介護1～5）については、介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを作成し、予防給付（要支援1・2）については地域包括支援センターが予防給付のケアプランを作成します。

また、予防給付については、ケアプランの原案作成は居宅介護支援事業所に委託する場合もあり、適切なケアプランが作成されるよう、次のような支援策を講じていきます。

①課題分析力の向上

適切なケアプランを作成するためには、利用者の状況を的確に把握し、何が課題となっているのか分析する能力が必要です。この能力を高めるために研修等に参加します。

②情報提供

利用者の課題を解決するためには、その解決手段についての知識が必要となります。情報収集に努め、その知識を深めるための情報提供の充実に努めます。

③地域情報の共有

民生委員をはじめとする地域と行政、サービス事業者等との連絡会を開催するなど連携に努め、地域での情報共有を推進します。

④業務支援

ケアプランの作成には、文書の作成や金額を計算するなどの事務的な業務も付随します。これら業務の効率化について検討します。

⑤ケアプランの点検

居宅介護支援事業者の指定権限の保険者（町）への委譲（平成 30 年度）を踏まえ、ケアマネジャーによる自己チェック及び町による評価を実施します。

（４）円滑にサービスを利用できるように

①生活困難者への対応

◇減額制度の周知

住民税非課税世帯の人が介護保険施設等を利用した場合、食費や居住費の負担が軽減される制度があります。このような制度のさらなる周知に努めます。

②情報の提供

◇事業者情報提供等の充実

利用者が適切に介護サービスを選択するために必要な「介護サービス情報」の公表をはじめ、利用者に役立つ事業者情報の充実に努めます。

また、「地域包括ケアシステム」について、利用者や介護者、地域住民等が理解を深めることができるよう、普及啓発に努めます。

◇保険事業の趣旨の普及啓発

介護保険制度は公費と保険料で成り立っている制度であるため、65 歳に到達した際に発行される決定通知書に『介護保険の手引き』等を同封することなどにより費用負担や制度の仕組みなどを広報し、適正な利用についての普及啓発に努めます。

◇職場環境の改善に関する普及啓発

介護離職防止の観点から、労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等の取組について検討していきます。

(5) 円滑にサービスを提供するために

①事業者協議会との連携

サービス事業者協議会と連携し、保健・福祉に関する情報やサービス提供のノウハウなどの共有化の機会を設け、サービスの質の向上を目指します。

②地域における医療と介護の連携

要介護状態になる前からの介護予防や、重度の要介護者の在宅ケアを推進するため、在宅、医療機関、施設など場所の変化により医療と介護の連続性が失われることのないよう、在宅医療・介護連携推進事業等を通じて、主治医、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が一層の連携を図っていく仕組みの構築に努めます。

③県との連携強化

県との連携を強化し、手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めるなど、介護事業者及び自治体の業務効率化を推進します。

また、全国的に有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、今後必要となる介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携してこれらの設置状況等の情報収集及び情報提供に努めます。

2 保険料負担の公平化・軽減に向けて

(1) 標準9段階の継続と低所得者の第1号被保険者保険料の軽減

所得水準に応じたきめ細かな介護保険料の設定を行うため、所得段階の標準9段階を第8期も継続し、低所得者の第1号被保険者保険料の軽減を図ります。

■所得段階別保険料【軽減後】

所得段階	対象者	負担割合	年額（円）
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下	基準額 ×0.50 ⇒ <u>0.30</u>	31,800 ⇒ <u>19,100</u>
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	基準額 ×0.75 ⇒ <u>0.50</u>	47,700 ⇒ <u>31,800</u>
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超	基準額 ×0.75 ⇒ <u>0.70</u>	47,700 ⇒ <u>44,600</u>

(2) 介護給付費等準備基金の取崩し

介護給付費等準備基金は、計画期間における介護保険料の剰余分を積み立て、当該及び次期計画期間において、保険料の不足分に充てるために活用する基金であり、第8期介護保険料の設定にあたり、基金を取崩し、介護保険料負担の軽減を図ります。

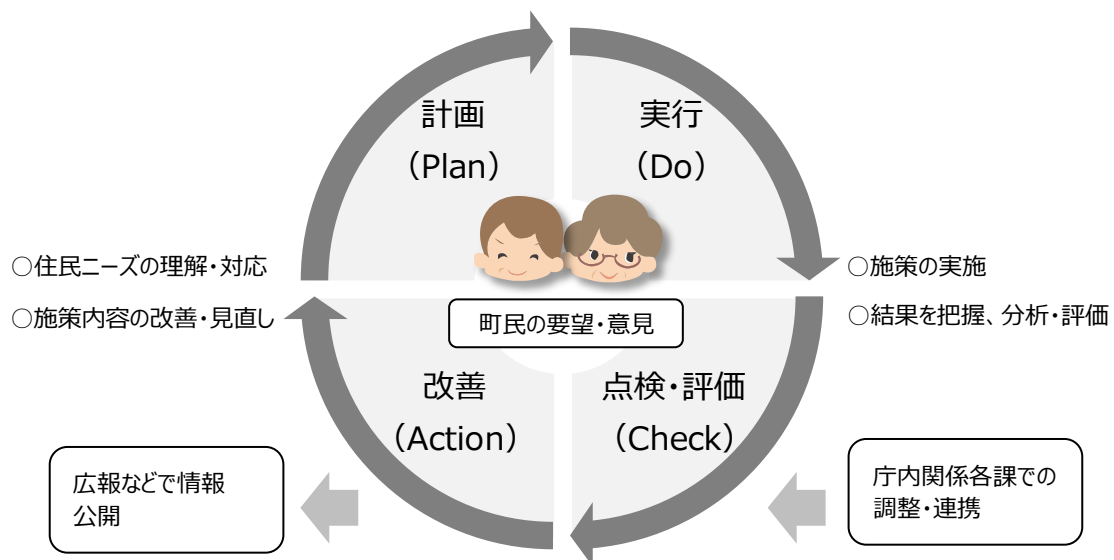
3 計画の進行管理と事業の評価

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、適宜進行管理と事業評価を行い、各施策・事業が円滑に実施されるように努めます。

また、地域包括支援センターの事業については、地域包括支援センター運営協議会において、事業内容や事業の成果などについて検討を行います。

評価にあたっては、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組などを推進するため、県の支援や助言を踏まえながら、地域包括ケア「見える化」システムや保険者機能強化推進交付金等の評価結果等を活用し、計画の見直し及び改善につなげます。

■PDCAサイクルの概念図



資料編

長柄町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町は、高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するため長柄町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 計画に掲げるべき事務事業の方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査及び資料収集に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、福祉、保健、医療に係る者及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、高齢者保健福祉計画及び第8期介護事業計画が策定された日をもって効力を失う。

長柄町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	所 属	備 考
池 澤 儀 之	福祉関係者	長柄町民生委員児童委員協議会会長	委員長
佐 久 間 紀 行	福祉関係者	長柄町社会福祉協議会副会長	
武 元 裕 則	福祉関係者	長柄町身体障害者相談員	
松 本 芳 子	福祉関係者	ボランティア代表	
齋 藤 光 徳	医療・保健関係者	茂原市長生郡医師会会員	
鈴 木 亮 二	福祉関係者	長柄ケアセンター施設長	
星 野 一 成	学識経験者	長柄町議会議員	
本 吉 敏 子	学識経験者	長柄町議会議員	
永 峰 康 次	学識経験者	長柄町介護保険運営協議会委員	
安 藤 嘉 朗	学識経験者	長柄町介護保険運営協議会委員	副委員長

長柄町 高齢者保険福祉計画・第8期介護保険事業計画

発効日：令和3年3月

発 行：長柄町

〒297-0298 千葉県長生郡長柄町桜谷 712

TEL 0475 (35) 2414

FAX 0475 (35) 2459

